

2025 (令和 7) 年度

政策・制度予算に対する要請回答

泉州地区

| | | | | | | | | |
|------|------|-------|-----|-----|------|-------|-----|-----|
| 高石市 | (要請) | 2024年 | 10月 | 28日 | (回答) | 2024年 | 12月 | 19日 |
| 和泉市 | (要請) | 2024年 | 10月 | 28日 | (回答) | 2025年 | 2月 | 25日 |
| 泉大津市 | (要請) | 2024年 | 10月 | 28日 | (回答) | 2025年 | 1月 | 28日 |
| 岸和田市 | (要請) | 2024年 | 10月 | 28日 | (回答) | 2024年 | 12月 | 5日 |
| 忠岡町 | (要請) | 2024年 | 10月 | 28日 | (回答) | 2025年 | 1月 | 16日 |



【目次】

| | |
|--------------------------------|--------|
| 1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策 | - 1 - |
| 2. 経済・産業・中小企業施策 | - 8 - |
| 3. 福祉・医療・子育て支援施策 | - 14 - |
| 4. 教育・人権・行財政改革施策 | - 28 - |
| 5. 環境・食料・消費者施策 | - 36 - |
| 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策 | - 42 - |
| 7. 大阪南地域協議会統一要請 | - 54 - |
| 8. 泉州地区協議会独自要請 | - 57 - |
| 《政策予算要請 用語集》 | - 63 - |

※回答は、連合大阪大阪南地域協議会ホームページにも掲載しています。
トップページの「政策要請」タブよりご覧いただけます。

<http://www.osaka-minami.net/>



1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について

①地域での就労支援事業強化について <継続>

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府との連携を強化すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

(回答)

| | |
|---|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>「阪南地域労働ネットワーク会議」については、<u>大阪府と連携し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう毎年開催されております。</u>また、就労困難層への支援につきましては、本市就労支援センターにおいて、ハローワーク等関係機関との連携を密にし、支援の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>併せて、毎年、泉大津市、忠岡町等と連携し「泉北就職情報フェア」を開催しており、就職面接会に加え、職業適性診断、障がい者職業相談を実施し、あらゆる就労困難者に対する広域的な支援に取り組んでおります。</p> <p>さらに、本市の独自施策として、子育て世代の方を対象としたマザーズ就活準備セミナーや、市内在住の未就労等の方が、就職に役立てることを目的に資格を取得する際の経費について、最大5万円まで補助金を交付する求職者資格取得支援補助金制度を実施するなど支援の充実に努めております。</p> | |
| 和泉市（くらしサポート課） | ※下線部追加 |
| <p>就職困難者のニーズに即した事業が展開できるよう、阪南地域労働ネットワーク、大阪府と連携していきます。</p> <p><u>就職氷河期世代やひとり親家庭を含む就職困難者の就労支援に取り組んでいます。</u>また、ハロートレーニングや教育訓練給付金等の情報提供や資格取得講座等の受講料等の一部補助により、職業能力開発に取り組めます。</p> | |
| 泉大津市（人権くらしの相談課、子育て応援課） | ※下線部追加 |
| <p>就職困難層の就労への支援ニーズに即した事業につきましては、「地域労働ネットワーク」において行政・商工会議所・各団体が意見、問題点の情報交換を行いつつ、大阪府とも連携を図りながら実施しているところです。</p> <p>また、<u>就職氷河期世代や女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練など</u>につきましては、「地域労働ネットワーク」におけるセミナーの開催や、大阪府による女性のための相談会及び大阪府やハローワークが行っている託児サービス付きの公共職業訓練の案内等を実施しています。</p> <p>児童扶養手当の現況届の受付の際に失業または収入の減少など就労状況について、聞き取りを行い、失業した方については、母子・父子自立支援プログラム策定員による就業支援や母子・父子自立支援相談員による高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金などの案内を随時行っています。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>本市地域就労支援センターでは、関係機関と連携し、就職困難者への相談事業に取り組んでいるところです。また、求職者等に就労への支援等を引き続き取り組んでまいります。「阪南地域労働ネットワーク」の連携を密にし、より効果的な雇用の促進に努めてまいります。</p> <p>子育て支援課では、ひとり親家庭及び寡婦を取り巻く生活上の問題などについて、母子・父子自立支援員を配置して相談に応じています。</p> <p>また、ハローワークと連携した就業支援をはじめ、就職やキャリアアップのための自立支援給付金制度（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）等により、自立に向けての支援を行い、チラシの配布やホームページ等の活用により制度の周知を図っているところです。</p> <p><u>アウトリーチ型の取り組みの強化につきましては、国や近隣自治体の動向を注視し、情報収集してまいります。</u></p> | |

| | |
|---|----------|
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| <p>コロナ禍により労働環境が変化した方や、働く意欲がありながら就職に結びつかない方に対し、地域の様々な機関と連携して、資格取得支援や職業訓練等の情報提供に努めてまいります。また、地域就労支援センターには、就労支援コーディネーターを常駐させ、中高年齢者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中途採用や病後復帰の方々の相談に懇切に対応するとともに、ハローワークの求人誌や雇用案内フリーペーパー等の適宜提供と大阪府内各種講習会の案内等を町内エレベーター近くに配置し、情報の提供に努めております。</p> | |

②障がい者雇用の支援強化について <継続>

大阪府内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市（経済課） | ※従前と変わらず |
| <p>本市就労支援センターでは、障がいのある方それぞれの状況等を踏まえて、ハローワーク、泉州北障害者就業・生活支援センター並びに一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター等の関係機関と連携を図り、就労に繋がるよう取り組んでおります。</p> | |
| 和泉市（くらしサポート課） | ※従前と変わらず |
| <p>令和5年4月に和泉市障がい者就労支援センターを開設し、企業とのマッチングなど就職に向けた支援から定着支援までの総合的な支援を実施しています。障がい者雇用推進のため、大阪府や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携強化や就労支援のニーズ等を踏まえ、当事者支援の強化及び企業の障がい者雇用の理解促進・雇用創出に取り組めます。</p> | |
| 泉大津市（人権くらしの相談課、障がい福祉課） | ※下線部追加 |
| <p>障がい者雇用の法定雇用率達成に向けて、ハローワークや労働基準監督署等と連携を図り、法定雇用率未達成企業及び「雇用ゼロ企業」の減少に向けた取組みを促進させるため、市ホームページ等にて障がい者雇用率制度や障がい者雇用にかかる総合的な相談窓口の周知を図っております。</p> <p>また、合理的配慮の提供や職場や社会における障がい者への理解を広げるよう広報紙等にて引き続き啓発に取り組むとともに、相談体制の充実に努めてまいります。</p> <p>障がい者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労定着支援事業等の就労系障がい福祉サービスの活用及び、障がい者雇用促進法に基づき設置された障がい者就業・生活支援センターとの連携により、就労準備段階から就労定着まで一貫した支援体制を構築し、企業等の法定雇用率達成に向け取り組んでまいります。</p> <p><u>また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮の提供に資する施策や基幹相談支援センターを中心とした相談支援を推進し、社会全体としての障がい者就労への理解促進を図ってまいります。</u></p> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| <p>本市では、専門講師による「障害者就職模擬面接会」を開催し、一般就労を目指す方々の実践的な支援を行っています。また、ハローワーク岸和田の専門援助部門や障害者支援に積極的に関わる専門機関と連携し、障害者雇用の促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、合理的配慮や相談体制の充実に努めるとともに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるために、啓発活動等の取り組みを進めてまいります。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※下線部追加 |
| <p>障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る目的で制定されたハートフル条例に基づき、法定雇用率の達成に向け、大阪府や関係機関と連携し、就労相談や必要な情報の提供に努めてまいります。また、本町では、町内在住者の新規に正規雇用した場合に補助金を交付する「在住者正規雇用事業者支援補助」を設けており、障がい者を雇用したときは、補助額が増額されるものとなっています。引き続き雇用推進及び雇用機会の増大を図ってまいります。<u>また、就労継続支援施設B型事業所に忠岡町図書館における図書の清拭等業務を委託しております。</u></p> | |

③外国人労働者が安心して働くための環境整備 <新規>

地域で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府と連携を強化し、状況把握・共有を図ること。

また、生活・働くうえで必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供すること。

(回答)

| |
|---|
| 高石市 |
| 大阪府、ハローワーク泉大津並びに高石商工会議所等と連携し、状況把握に努め、対応しております。 |
| 和泉市 (くらしサポート課) |
| 関係機関や大阪府と連携し、外国人労働者が置かれている状況の把握に努めてまいります。また、日本語学習を必要とする人がいる場合は、日本語サロンを案内するなど必要に応じて情報提供を行います。 |
| 泉大津市 (人権くらしの相談課、政策推進課) |
| 外国人労働者を取り巻く環境への理解を深めることを目的に、関係機関と連携を図りながら、市内事業者や人事担当者、労働者等を対象とした講演会等を開催しているところです。 市内では市民ボランティアが中心となって外国人向けの日本語教室が実施されているところであり、日本語教室を含め国際交流や多文化共生の施策は、泉大津国際交流協会を通じて支援しているところです。引き続き、国際交流や多文化共生施策に取り組んでまいります。 |
| 岸和田市 |
| 介護職員初任者研修をはじめとした就労支援講座などを実施し、資格取得や職業能力の向上に努めているところです。引き続き、これからも外国人労働者が安心して働くための環境整備に向けて取り組んでまいります。 国際親善協会において、在住外国人を対象に、日本語の文字・語彙・読解・文法・会話などの日本語学習支援のため、毎週市内5施設で5つの日本語サロンを開設しています。引き続き、日本語サロンの開催に努めてまいります。 |
| 忠岡町 (産業住民部産業建築課) |
| 本町の人口に占める外国人人口の割合は大阪府内市町村全体平均よりも高いため、外国人居住者および外国人労働者の生活支援に関する相談体制構築の必要性が考えられます。 職業紹介事業所や町内事業所と連携して、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に取り組んでまいります。 |

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について <継続>

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく要因分析・是正に取り組むこと。

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く市民へ周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

(回答)

| | |
|--|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| 高石市事業所人権教育推進連絡協議会を通じて、国や大阪府等が発行する啓発冊子や研修等のチラシなどを市内事業所に配布し、引き続き啓発に努めて参ります。また、パネル展等を通じて育児・介護休業法について広く市民に啓発してまいります。 | |
| 和泉市 (人権・男女参画室、人事課) | ※下線部追加 |
| 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、ホームページ等で周知を図っていきます。 特定事業主行動計画は、平成28年3月に策定、令和2年4月に見直しをしています。また、「男女の賃金の差異」等については、既に適切にホームページで周知を図っています。 育児・介護休業法については、法の趣旨や内容を周知するほか、具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を既に行っており、引き続き男性の育児休業の取得促進に取り組みます。 | |

| | |
|---|--------|
| 泉大津市（人権くらしの相談課、人事課） | ※下線部追加 |
| <p>女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び「男女の賃金の差異」の公表について、並びに育児・介護休業法や男性の育児休業取得の促進についても市ホームページにて掲載し、性別に関わらず仕事と家庭生活との両立を図れるよう周知・啓発に努めているところです。市では特定事業主行動計画を策定し、職員給与の男女差異について公表するとともに、要因分析等を行っているところです。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>女性活躍推進法及び改正育児・介護休業法について、広報やホームページ、男女共同参画センターニュース等、さまざまな媒体を活用して周知し、誰もが働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。また、今年度は「男性育休を「有効活用」～本人・周りの育児参画のコツを考える～」をテーマに、きしわだ男女共同参画フォーラムを開催しました。今後も引き続き、さまざまな機会を利用し周知に努めてまいります。</p> <p>本市における男女の職員比率や管理職割合、賃金の差異等、男女間の格差についての要因分析および是正に取り組むとともに、男女平等な職場環境および業務運営に取り組んでいきたいと考えております。また、男性の育児休業の取得については前年度と比べ多くの部署におきまして増加傾向となっております。引き続き、内外両方に向け、育児休業の取得促進および啓発活動に努めるとともに、男女共に育児休業が取得しやすい職場環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部住民人権課） | ※下線部追加 |
| <p>本町では、第2次忠岡町男女共同参画計画において「女性が働きやすく活躍できる社会づくり」を重点施策の一つとして設定しております。女性の再就職支援や男性の家庭生活への参画促進など、引き続き関係各課とも情報共有しながら、併せて近隣自治体とも情報交換し、積極的に周知・啓発に取り組んでまいります。</p> | |

②女性の人権尊重と被害への適切な対応 <継続>

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

（回答）

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>大阪府の「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」に基づき、市の刊行物の表現について、引き続き見直してまいります。</p> <p>女性に対する暴力を廃絶するため、国や府が発行するポスターの掲示、リーフレット等の配架等で啓発に努めるとともに、女性に対する暴力をなくす運動の一環として、庁舎ロビーにてデートDVに関するパネル展を開催し、啓発パネルの掲示、パープルリボンツリー、展示会場の一部でパープルライトアップを実施するなど啓発活動を充実しており、今後も継続してこうした活動を行ってまいります。</p> <p>さらに、女性相談員と人権相談員を配置し、引き続き相談体制の充実・強化を図るとともに、大阪府のDV相談に関するリーフレット等を庁内に備え付ける他、名刺サイズのチラシを庁舎内女子トイレに配架するなど、引き続き相談窓口の周知に努めます。</p> | |
| 和泉市（人権・男女参画室） | ※従前と変わらず |
| <p>「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」を策定し、DVについての正しい理解の普及、安心して相談できる体制の充実、一時保護支援と自立支援の充実、関係機関との連携・協力体制の強化を推進しています。</p> | |

| | |
|---|----------|
| <p>具体的には、相談窓口の開設及び一時保護が発生した場合は、関係機関等と連携し対応しています。</p> <p>また、広報紙やホームページでの周知、相談窓口の一覧を掲載したカレンダーの全戸配布、啓発講座の実施、デートDVに関する講演会・学校への出前講座、庁内及び関係機関による対策連絡会議の開催、事例検討・情報共有、職員研修など多面的な取り組みを行っており、今後も、配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の支援に関し必要な取り組みを継続的に実施していきます。</p> | |
| <p>泉大津市（人権くらしの相談課、子育て応援課、人事課）</p> | ※下線部追加 |
| <p>メディア等による人権問題につきましては、講演会を開催するとともに、市ホームページ等への掲載や、チラシ・ポスターなどを配架・掲示することなどにより、広く市民への周知・啓発に努めています。</p> <p>改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」につきましても、市ホームページ等において周知をするとともに、各種DV防止に関する施策を展開するとともに、性被害への支援等に関しても引き続き啓発や関係機関との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、相談窓口につきましては、市民の知る機会を増やすため、毎月広報紙にて周知を行っているほか、市ホームページやチラシの配架等により、市民に広く周知を行っております。</p> <p><u>「特定妊婦」への切れ目のない支援のため、妊娠届出時の面談等により、支援の必要性をアセスメントし、地区担当保健師等による家庭訪問をはじめとした継続的な支援を行っております。さらに、医療機関との連携による状況把握や個別のサポートプランの策定を通して、安全な出産をサポートし、産後も継続的な支援を行っております。</u></p> <p>職員に対しては、人権研修やハラスメント防止研修などを毎年実施し、職員の意識啓発や理解を深めるよう努めているところです。<u>また、各種ハラスメントの相談窓口を設置するとともに、相談方法などについて職員への周知も行っております。</u></p> | |
| <p>岸和田市</p> | ※下線部追加 |
| <p>相談窓口担当者会議において、DV被害者支援に係る関係各課の制度や配慮事項について、担当者間で情報共有や意見交換を行っております。</p> <p>また、令和4年3月に「岸和田市人権施策推進プラン」を改訂し関係各課と連携しながら、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めているところです。女性の人権や性的マイノリティの人権はプランの中で取り組むべき主要課題の1つとして位置付けており、引き続き、啓発や相談窓口の周知、職員への研修の充実に努めてまいります。</p> <p>令和6年度より、「こども家庭すこやかセンター」を開設し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談支援を実施しております。妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安を抱えている家庭や養育に困難を抱える家庭に対し、関係機関と連携して相談支援を行っております。</p> | |
| <p>忠岡町（産業住民部住民人権課）</p> | ※従前と変わらず |
| <p>男女共同参画推進条例の施行以降、女性の人権尊重に関する啓発やDVについての対応の強化を推進してきたところです。DVの相談件数については減少傾向にありますが、潜在的に存在することも十分に考えられます。</p> <p>本町は、小さいまち特有の「来庁したことで人目についてしまう」可能性があるため、電話相談窓口や町外の相談窓口の周知を行うなど、相談の匿名性が守られるよう、細やかな対応に取り組んでおります。また、引き続き人事部局と連携し、ジェンダーに関する研修の機会を設けてまいります。</p> | |

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて <継続>

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民が一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、条例の制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい公共施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

（回答）

| | |
|--|----------|
| <p>高石市</p> | ※従前と変わらず |
| <p>性的指向や性自認を理由とする偏見や差別は重大な人権侵害行為であると認識しており、庁舎内にリ</p> | |

| | |
|---|----------|
| リーフレットを配架し、また、ポケットブック「セクシャルマイノリティと人権」を配布するなど、性の多様性について周知・啓発を行いました。さらに、本年度も性の多様性に係るパネル展を開催しましたが、今後もこうした様々な方法を通じて、性の多様性に関する市民への周知・啓発活動を実施してまいります。 | |
| 和泉市（人権・男女参画室） | ※従前と変わらず |
| 和泉市人権啓発推進協議会や和泉市人権協会、岸和田人権擁護委員協議会和泉市地区委員会等とともに、当事者からの体験談を聴く研修会や講演会、映画会など、広く市民にLGBTQに関する理解を深めるための取り組みや職員研修を実施しています。 また、条例設置は行いませんが、性的マイノリティの人が安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を活用した取り組みを行っています。今後はさらに民間企業や各種団体、公共施設、地域においても配慮の輪が広がるよう働きかけていきます。 | |
| 泉大津市（人権くらしの相談課） | ※下線部追加 |
| LGBT等性的少数者への理解の増進につきましては、当事者の方を招いての講演会や関連する映画の上映会を開催するとともに、「多様な性」について広報紙や市ホームページへ掲載することにより、広く市民への周知・啓発に努めています。また、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」についてのリーフレットを各種公共施設に配架するなど周知・啓発に取り組むとともに、申請書・通知書等の性別記載欄の見直しを行っております。 さらに、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」につきましては、 <u>本市市民においても同制度の対象に包含されており、市営住宅の入居申込、市立病院における個々の事情に応じた柔軟な対応、携帯電話の家族割等の各種民間事業者が行う制度の活用が可能であることから、現時点では市独自の条例や制度の制定は予定しておりません。</u> 引き続き、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の周知・啓発に努めてまいります。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 「岸和田市人権施策推進プラン」に沿って、性自認（SOJI）に対する社会の理解促進のため、広報や市のホームページの活用、関連講座の開催による啓発を続けてきたところです。引き続き、啓発や教育、相談体制の充実に努めてまいります。また、パートナーシップ宣誓証明制度に関する条例設置については、研究してまいります。 新築する市有建築物については、法律及び条例に基づき、多目的トイレを設置します。 既存の市有建築物については、施設改修時に当該設備を整備できるよう努めてまいります。 | |
| 忠岡町（産業住民部住民人権課） | ※従前と変わらず |
| 性的マイノリティの人権問題に関し、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度も踏まえて、定期的に広報紙へ掲載する等の啓発に引き続き努めてまいります。 また、法制度の確立に関して、町村長会を通じて、国等へ要望してまいります。 | |

（3）労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について <継続>

就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が多様な相談窓口アクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口が設置されるよう働きかけを行うこと。

（回答）

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 高石市事業所人権教育推進連絡協議会を通じて、研修会の実施や研修費の補助を行い企業や労働者の研修参加に努め、併せて事業者リーフレット等を配布するなど、引き続き「パワハラ防止義務」の周知・徹底を図ってまいります。 また、ハラスメントの防止及び対策のため、関係機関と連携のうえ、周知・啓発に努めてまいります。 | |
| 和泉市（くらしサポート課） | ※従前と変わらず |
| 月2回実施している社会保険労務士による労働相談で、使用者、労働者からの相談に応じているほか、 | |

| | |
|--|----------|
| 大阪府や労働基準監督署が実施する労働相談への案内を行っています。また、相談者の利便性向上のため、大阪府と連携した取り組みを検討していきます。 | |
| 泉大津市 （人権くらしの相談課、） | ※従前と変わらず |
| 労働施策総合推進法の改正による、中小企業を含めた職場におけるパワーハラスメント防止対策の義務化につきましては、市ホームページに掲載し周知するとともに、相談窓口についても案内をしているところであり、労働基準監督署や大阪府と連携を図りながら引き続き相談体制の充実に努めてまいります。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 関係機関と連携して、各種労働法制の周知・徹底のため、例年労働問題に関するセミナーや講座を開催しています。引き続き「改正労働施策総合推進法」を始めとする法制度について、講座等を通じて啓発を図ります。労働者からの相談につきましても、充実するように努めます。 | |
| 忠岡町 （産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 「パワーハラスメント対策」の周知につきましては、広報誌及びホームページをはじめ、商工会等の各関係機関とも連携し、広く周知してまいります。また、毎月第3木曜日に労働相談を実施したり、商工会では窓口へ社会保険労務士等の専門家を派遣することも可能となっておりますので、必要に応じて適切に対応してまいります。 | |

(4) 治療・介護と仕事の両立に向けて <継続>

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小企業に浸透するよう、関係団体と連携して周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 厚生労働省の定める「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づき、ハローワーク等関係機関と連携をはかり、適切な支援に努めてまいります。 | |
| 和泉市 （くらしサポート課、高齢介護室） | ※下線部追加 |
| 治療が必要な疾病を抱える労働者や介護中の労働者が離職することなく安心して働くことができるよう、治療や介護と仕事の両立支援に関する施策を周知していきます。 | |
| 事業者・労働者ともに介護に関する知識や関連施策を学ぶために必要な介護の情報について、広報紙やホームページ等で情報提供していきます。 | |
| 泉大津市 （人権くらしの相談課、健康づくり課） | ※下線部追加 |
| 本市では保健所、商工会議所と連携し、市民、事業者、事業に従事する方等向けに、健康づくりに関する情報を会議所が発行する「泉大津商工会議所ニュース」に掲載するとともに、令和6年度は泉大津商工会議所が実施する定期健康診断で、職員が出前講座「おでかけ保健室」を実施し、健康状態の見え方の測定による健康づくりの推進に努めているところです。 | |
| また、市では、令和5年4月1日に「泉大津市健康づくり推進条例」を施行し、 <u>未病予防対策先進都市をめざして、運動や食育講座など、学びの機会を充実させ、地域のイベントなどで気軽に健康チェックが実施できる機会を提供するなど、健康づくりを主体的に取り組むことができる環境づくりと気運の醸成に取り組んでおります。</u> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題であることは言うまでもありません。さらに労働者本人とその関係者間の連携も重要です。それらの支援体制の構築に向けて関係機関と連携して、正しい理解を求める啓発等の取り組みを進めてまいります。 | |
| 忠岡町 （町長公室秘書人事課） | ※従前と変わらず |
| 病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら仕事を続けられることは、非常に重要であります。 | |

同時に、治療と仕事の両立支援について、家族や共に働く上司や同僚と相互理解のもと考えを共有することも、非常に重要であると認識しています。これら考えのもと、必要な支援や配慮についてのサポート体制やセミナー等について、今後も引き続き調査・検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について <継続>

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、中小企業振興策において、中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

条例制定済み市（制定順18市）：2024年10月現在）

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、守口市

（条例制定済自治体へは【「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について】として、後半部分のみを要請。）

（回答）

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 「中小企業振興基本条例」については、関係機関と連携及び情報収集に努めます。 中小企業振興策として、高石市中小企業事業資金利子補給制度を実施しており、ホームページで周知しております。 | |
| 和泉市（産業振興室） | ※従前と変わらず |
| 市内の中小企業者が抱える様々な課題に対し、国・大阪府・市が実施する各種支援策について周知と利用拡大できるよう情報発信を行ってまいります。 | |
| 泉大津市（地域経済課） | ※下線部追加 |
| 本市は、これまでも実施をしている中小企業・小規模事業者への振興施策を検証し、対策等を実施していることから、現時点で「中小企業振興基本条例」の制定は考えておりませんが、令和6年4月に策定をいたしました「泉大津市商工業振興ビジョン」をもとに、 <u>中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策について検討してまいります。</u> また、現在本市が中小企業・小規模事業者等に対して実施している具体的な振興施策といたしまして、訪日外国人旅行者等の周遊の促進及び消費の拡大を図るために行っているインバウンド等受入環境整備事業や融資資金に係る利子の一部を補給する制度があります。 <u>これに加え、令和6年度より市内の事業者に対し、創業時にかかる設備導入費用の一部を助成する創業時設備導入支援事業を行っており、引き続き、中小企業・小規模事業者に対して各種支援策の周知及び利用拡大に向けた取り組みを進めてまいります。</u> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 中小企業振興策の一つとして、市内の中小事業者が実施するデジタル化の推進による企業経営拡大を支援することで、岸和田市内の産業振興を図ることを目的とした、補助制度を創設し、支援を実施しています。引き続き岸和田商工会議所等の関係機関とも連携しながら周知に努めてまいります。 | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 中小企業振興基本条例の策定においては、本町の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策、及びその実施について、商工会、中小・小規模事業者等と共同できる環境整備を検討してまいりたいと考えております。 | |

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について <継続>

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府と連携して図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 本市域の約半分は臨海工業地帯であり、石油・化学製造業や金属製造業を中心とし製造業が操業しております。「カイゼンインストラクター養成スクール」等につきましては、調査研究してまいります。 | |
| 和泉市（産業振興室） | ※従前と変わらず |
| MOBIO等の関係機関が実施している各種支援策について、引き続き積極的な情報発信を行ってまいります。 | |
| 泉大津市（地域経済課） | ※従前と変わらず |
| 地域産業関連団体等による販路の開拓をはじめ、新商品・新技術の開発、人材の育成・確保などの取り組みに対して支援を行うことにより、ものづくり産業の育成を行っているところでございます。 今後も大阪府をはじめ、地域産業界や商工会議所等と意見交換を行い、ものづくり現場を改善・支援できる中小企業の支援について調査研究してまいります。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 経営能力の強化及び技術力の向上を目的とした人材育成を図るため、従業員等に研修を受講させる事業に対して補助を行うとともに、岸和田ビジネスサポートセンターKishibiBizによる無料経営相談を実施しています。 なお、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）の有効活用も含め、中小企業の基盤強化に努めてまいります。 また、独自の固有技術を有する企業については、岸和田商工会議所とも連携しながら周知に努めてまいります。 | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 大阪府及び府内市町村と共通認識を醸成してまいりたいと考えております。 | |

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について <継続>

工業高校や工業高等専門学校の専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。

加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 中小企業に対しての技能五輪への支援等につきましては、他団体等の実例等調査研究してまいります。 | |
| 和泉市（くらしサポート課、産業振興室） | ※従前と変わらず |
| 当事者支援については、大阪府テクノ講座等の本市職業能力開発助成金の対象講座を受講された場合に受講料等の助成を行っています。また、関係機関が実施する技能向上につながる講座等の情報提供を行っています。企業が従業員の技能習得のため外部機関で行う研修等の費用について、和泉市中小企業振興対策事業補助金としてその半額を補助しています。直接的な助成については市内企業の意向など情報収集に努めます。 | |
| 泉大津市（地域経済課） | ※従前と変わらず |
| 技能五輪などを含む中小企業の若者への支援やその周知方法については、国、大阪府の動向に注視しつつその方法や支援の在り方について検討してまいります。 | |

| | |
|--|----------|
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 直接的な補助については困難ですが、岸和田商工会議所等の関係機関とも連携しながら周知に努めてまいります。 | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 「ものづくり日本」を支える青年技術者の技能レベルを高めることは、地域経済の振興・発展に不可欠な要素であり、本町経済の活性化に寄与することが期待できる技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に関し、周知に努めてまいりたいと考えております。また、本町在住・在勤の方が国家資格、技能検定、資格と同等と考えられる技能を習得した場合に経費の一部に対して補助金を交付する「忠岡町レベルアップ補助事業」についても周知してまいります。 | |

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて <継続>

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 商工会議所においてBCP策定セミナーを実施しています。 さらに、商工会議所と連携し、持続継続力強化支援計画を令和2年度に策定しました。 中小企業のBCP策定に向け、支援機関のセミナー等を本市ホームページ、広報等で周知に努めてまいります。 | |
| 和泉市（産業振興室） | ※従前と変わらず |
| 和泉商工会議所をはじめとした関係機関と連携し、事業継続計画の重要性の周知を図るなど、積極的な啓発活動を引き続き行います。 | |
| 泉大津市（地域経済課） | ※従前と変わらず |
| 中小企業等が策定する事業継続計画（BCP）の策定支援につきましては、今後も引き続き、泉大津市と泉大津商工会議所で連携し、大阪府に認定を受けた事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業向けの事業継続計画（BCP）セミナー等を通して、計画策定のメリット・必要性の周知及び計画策定のための支援を行ってまいります。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 事業継続計画（BCP）策定の必要性については、大阪府や岸和田商工会議所と連携を図りながら、中小企業事業主に広く周知するよう働きかけてまいります。 | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 感染症対策や自然災害等が発生した場合に、事業を継続するための手順をまとめておくことは重要であり、業務中断に伴う顧客の他社流出やマーケットシェアの低下等から事業者を守る重要な計画と認識しております。 また、本町では、令和3年度に一定の要件のもと「BCP」を策定した町内の事業者に対し、BCP策定費用、テレワーク機器購入費、防災・防疫用品購入費等を指定し、その費用の一部を補助する事業を実施いたしました。引き続き、事業継続計画の普及について広報誌やホームページ等により啓発してまいります。 | |

(2) 取引の適正化の実現に向けて <補強> ★重点項目

府内企業における、働き方も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みを推進・拡大するため働きかけること。

特に、大手企業・中堅企業への働きかけを行い、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性を高めること。

また、中小企業の働き方改革を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し「価格交渉の指針」の周知徹底や「しわ寄せ」防止、各種支援策の利用拡大を図ること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 下請二法の取り締まりにつきましては、公正取引委員会と中小企業庁が行っておりますが、関係機関と連携しながらポスターの掲示等、周知徹底に努めてまいります。 | |
| 和泉市 （くらしサポート課、産業振興室） | ※従前と変わらず |
| 長時間労働の是正等、働き方改革について周知を図っていきます。また、働き方改革に関連する下請法違反等の行為については、泉大津労働基準監督署等の関係機関と連携していきます。パートナーシップ構築宣言の推進拡大のためホームページの作成など周知に努めます。また、中小企業に対する一方的な取引慣行やしわ寄せ防止、適正な価格転嫁実現のため、国や府と連携して支援策の周知を行います。 | |
| 泉大津市 （総務課） | ※下線部追加 |
| 入札参加者に対しては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（国土交通省土地・建設産業局長通知）により、下請代金支払いの適正化・建設労働者の適切な賃金支払いを指導するとともに、落札業者に対しては、「下請契約に係る遵守事項」を示し、下請や労働者に対する適切な契約・支払いの遵守等の指導を引き続き行い、また、「しわ寄せ」など下請法等関係法令に違反する事象の相談につきましては、法令違反に対する勧告を行う公正取引委員会等関係機関の相談窓口を紹介するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。 | |
| パートナーシップ構築宣言に対する取り組みとしましては、宣言は任意であり、本市として上記指導を行っていることから、 <u>取り組みにかかる推進・拡大への働きかけを実施することは考えておりません。</u> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <u>国が策定した「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、商工会議所等関係機関と連携を図りながら可能な範囲で企業に周知・活用されるよう情報発信に努めてまいります。</u> | |
| 忠岡町 （産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣及び附帯作業の要請等の下請法違反事例や、下請けガイドライン等に則した公平公正な取引について、広報誌及びホームページを通じて周知に努めるとともに、必要に応じて労働基準監督署と連携し適切に対応してまいります。 | |

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて <新規> ★重点項目

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

(回答)

| | |
|---|--|
| 高石市 | |
| 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等は、庁内関係機関へ展開のうえ、受注者より労務費・原材料費等の上昇に伴う契約金額変更についての申出があった場合には、適切に協議を行うことを周知しています。 | |
| 和泉市 （契約検査室） | |
| 工事発注案件の設計価格の積算にあたっては、最新の労務単価を適用することとしており、技能労働者等に対する適切な賃金水準の確保や下請契約金額の見直し等について、適切に対応するよう事業者へ依頼しています。 | |
| また、工事発注案件の契約金額については、必要に応じてスライド条項による変更契約を締結しており、工事発注案件以外においても、契約相手方から要望があった場合は、その状況及び内容を確認した上で、妥当であれば変更契約を締結するなど、取引の適正化の実現に向けた取り組みを行っています。 | |
| 泉大津市 （総務課） | |
| 発注者として労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることを認識するとともに、各契約内容により、価格交渉が必要と認められる場合は、契約約款および仕様書等に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。 | |

| |
|--|
| 岸和田市 |
| 市発注工事においては、受注者には下請工事がある場合は市に下請承認願を提出し、市の承認を得ることとしています。また、下請業者とは書面による契約書を交わすよう指導するとともに、その写しの提出を求めています。今後も、労務費の適切な転嫁のための行動に関する内容を含む運用及び適用の周知を行ってまいります。 |
| 忠岡町（町長公室総務課） |
| 発注に際しては既に各種法令、指針に準拠・遵守し取り組んでおり、今後においても引き続き適切に対応してまいります。 |

(4) 公契約条例の制定について <継続>

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることによって住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO第94号条約型）の制定を推進すること。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

総合評価入札導入済：高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 公契約条例の制定推進については、国や大阪府等の動向を注視しながら、調査研究してまいります。 | |
| 和泉市（契約検査室） | ※従前と変わらず |
| 公契約条例については、労働者の最低賃金や労働条件等は独自に一自治体が定めるものではなく、国全体の政策として実施しなければ効果が得にくいと考えており、現時点においては、国による公契約法の制定による解決が最も妥当であると考えます。 | |
| 人権デュー・デリジェンスへの配慮については、工事の契約において、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、著しく短い工期を禁止する等しています。 | |
| 泉大津市（総務課） | ※従前と変わらず |
| 公契約条例につきましては制定しておりませんが、契約書の約款に請負者の法令上の責任として労働基準法や最低賃金法をはじめとする法令を遵守するよう明記しております。 | |
| 公契約条例の制定及び人権デュー・デリジェンスへの配慮の確保につきましては、国・府における今後の動向を見極めて判断してまいりたいと考えております。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 公契約条例に関しましては、最低賃金等の労働条件への介入は国が法律で決めることと考えています。市としては、公共工事に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図ることを念頭に置き、社会情勢等の動向を注視してまいります。 | |
| 忠岡町（町長公室総務課） | ※従前と変わらず |
| 人権デュー・デリジェンスへの配慮については、先進自治体の例を参考に契約書の見直しなど、受注者との間で人権侵害リスクを防止する取り組みを進めてまいります。 | |
| 総合評価入札制度は、従来の価格競争だけでなく、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、品質確保の促進を図るためにも有効な制度であります。本町のような小規模な自治体においては、発注件数等も少ないことから総合評価入札制度の導入は難しい状況であります。また、公契約条例については、地理的条件に係る運用基準である、「忠岡町建設工事等請負業者指名基準第12条第1項第7号に係る運用基準」等を定め、町内業者の受注機会確保に努めているところではありますが、事業者には雇用される労働者の良好な労働条件等の確保のため、引き続き、先進で取り組んでいる団体や府内市町村の状況等を調査・研究してまいります。 | |

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援 <継続>

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）遵守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 国や大阪府から周知・啓発等の協力依頼があれば協力いたします。 | |
| 和泉市（くらしサポート課） | ※従前と変わらず |
| 企業と人権について、大阪府が実施する研修等の情報提供や、和泉市企業人権協議会等の関係機関と連携し周知に努めていきます。 | |
| 泉大津市 | ※従前と変わらず |
| 海外での中核的労働基準の順守や人権デュー・デリジェンスの必要性につきましては、パンフレットやチラシを配架するなど、関係機関と連携し周知・啓発に努めてまいります。 | |
| 岸和田市（人権くらしの相談課） | ※下線部追加 |
| 国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、可能な範囲で企業に周知・活用されるよう情報発信に努めてまいります。 | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 中核的労働基準順守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性につきましても、商工会と連携して周知を図ってまいりたいと考えております。 | |

(6) 産官学等の連携による人材の確保・育成 <継続>

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」については、関係機関と連携し、調査研究を進めてまいります。 | |
| 和泉市（くらしサポート課、産業振興室） | ※従前と変わらず |
| 産業人材育成については、必要な技術等の習得に関して大阪府立高等技術専門校やポリテクセンター関西が実施するセミナー等の情報提供を行っていきます。 様々な産業の人材の確保・育成のため、産学等が連携して取り組む枠組みの研究に努めます。 | |
| 泉大津市（地域経済課） | ※従前と変わらず |
| 地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成については、産官学等の連携も含め、地域産業団体等の取り組み等に対し、補助金の支給等の支援を行っているところです。今後も国や各自治体の動向に注視しつつその方法や必要な施策等を検討してまいります。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 連携実施について企業等から相談や提案を受け付ける窓口として、企業等の提案やアイデア、ノウハウ等を活用し、「市民サービスの向上」、「地域課題の解決」、「地域の活性化」を図ることなどを目的として、「岸和田市公民戦略連携デスク」を設置しています。 「関西蓄電池人材育成などコンソーシアム」の様に大規模に連携した取組は、実施できていませんが、産業の人材の確保・育成のため、取組に努めてまいります。 | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 産官協力の枠組みの下、専門人材育成を支援できるように商工会と継続的に協議を重ね、関西蓄電池人材育成等コンソーシアムに参画できるよう取り組んでまいります。 | |

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について <補強>

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例提供など支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。

また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 従事する職員に対し、研修等への参加を積極的に勧奨し、これまで以上に支援員の育成、スキルの維持・向上に努めるとともに、関係機関等との連携をこれまで以上に強化し支援に努めてまいりたいと考えております。 | |
| 和泉市（くらしサポート課） | ※従前と変わらず |
| 生活困窮者自立支援の体制については、市役所内のくらしサポート課及びいきいきネット相談支援センター（市内8か所）に各支援員を配置し、運用しています。国の養成研修及びスキル向上のための専門的な研修を受講するよう努め、支援員の育成やスキルの維持・向上に努めます。NPO法人や社会福祉協議会等とも連携しながら相談者の経済的支援や居住支援を推進します。 | |
| 泉大津市（福祉政策課） | ※従前と変わらず |
| 国等が実施する自立相談支援事業従事者研修などへ支援員が参加することで、より適切な相談支援を行っていくために必要な技能の習得に努めています。なお、現状では、支援員数については充足しています。また、生活困窮者の支援にあたっては、必要に応じ社会福祉法人、社会福祉協議会等と連携を図っているところです。 | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| 研修未受講の相談支援員は厚労省の生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講しています。その他の研修についても必要に応じて受講を促し、支援員のスキル向上を図っています。 | |
| さらに、市ホームページ掲載や窓口でのパンフレット設置により制度の周知を図るとともに、岸和田市居住支援協議会を通じて住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進します。 | |
| 忠岡町（健康福祉部福祉課） | ※従前と変わらず |
| 生活困窮者自立支援制度は、様々な理由により生活に困窮している方に対し、生活保護によらない方法で、生活を立て直すための支援を行う制度であると理解しております。 | |
| 本町では、生活全般の困りごとについての相談があれば大阪府が大阪府社会福祉協議会に委託している「はーと・ほっと相談室」に繋げる等の連携を図っている状況であります。引き続き同相談室と連携を図ってまいります。 | |

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について <継続>

がん早期発見のため、若年代から毎年受診できるよう検診制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。

また、大阪府と連携し、「健活10」「おおさか健活マイレージ“アスマイル”」等の取り組みを充実し、市民により広く周知すること。特に、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

(回答)

| | |
|---|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| 大阪府の取組について、ホームページ等においてPR活動を実施するとともに、SNS等の活用により、行政が実施する健康施策についても、本市医師会、歯科医師会、薬剤師会及び特定非営利活動法人ピンクリボン大阪等との連携により、キャンペーンを実施し、特定健診やがん検診の受診率の向上に努めてまいります。 | |

また、本市では健康づくりのイベントとして「健幸フェスティバル」および「TAKAISHI健診JAM」の実施や、市民の健康活動にインセンティブを与える健康アプリなどを実施し、予防医療の推進に努めております。

和泉市（健康づくり推進室、高齢介護室）

※下線部追加

健康寿命の延伸をめざし、高齢者の健康づくり・介護予防に取り組んでいます。高齢者が身近な地域で、運動機能の向上に効果がある「いきいきみずみ体操」に取り組み、また高齢者の孤立を防ぎ地域とつながる機会にもなる集い場の立ち上げや継続支援を行ってまいります。

健康診査やがん検診の必要性、効果等について、冊子・リーフレット等を配布し、子育て支援事業、生涯学習、学校等のあらゆる機会を活用し、周知・啓発を行い、広報・ホームページ・SNSや各種事業を通じた受診勧奨の取り組みを継続しています。また、若年世代から各年代へ幅広く、がん検診等の個別受診勧奨を実施し、受診率向上に取り組んでいます。

泉大津市（健康づくり課）

※下線部追加

本市では市内医療機関で若年世代の16歳から39歳の市民を対象とした健康診査を無料で実施しており、がん検診は、20歳以上の市民を対象とした子宮がん検診を実施しています。また、集団健診では、健康診査及び20歳から39歳の市民を対象とした、子宮がん検診と健康診査、骨の健康測定をセットにした「39けんしん」を実施しております。なお、子宮がん検診につきましては、受診間隔は国の指針による2年に1回ではなく、受診を希望した年度にいつでも受診していただけるよう取り組んでいます。

また、「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」につきましては、アスマイルのリーフレットを市国保対象の特定健診受診券に同封し送付するとともに、本市ではアスマイルに市独自ポイントを導入し、個人の取り組みやイベントに参加することでポイントが貯まり、電子通貨などに交換できる仕組みにしています。そのため、健康づくりを主体的に取り組む、外出機会や人との交流が増えるなど、健康づくりのインセンティブにつながっていると考えております。今後も、市民の健康寿命の延伸、ヘルスリテラシーの向上及び生活の質の向上を図るため、周知啓発に取り組んでまいります。

岸和田市

※下線部追加

がん検診受診率向上のため、広報紙やホームページへの受診案内の掲載のほか、LINEによるご案内、個別勧奨通知による受診勧奨・再勧奨等を実施しています。また、受診しやすい環境を整えるため、保健センターでの平日の集団検診に加えて、休日の集団検診や市民センターでの巡回検診、個別医療機関での検診を実施しています。さらに、国民健康保険特定健康診査とがん検診を同時に受診できる集団検診を実施し、特定健康診査やがん検診の受診率向上に努めています。

また、「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」を活用し、令和5年度から市内にお住いの40歳以上の国民健康保険加入者の方が特定健康診査を受診した際に、府からのポイントに加え市独自のポイントの付与を開始したところです。この取組については、引き続き市ホームページ等で周知に努めてまいります。

忠岡町（健康福祉部健康づくり課）

※下線部追加

本町では、令和6年度より保健師などの専門職を一つの課に集約し、健康づくりに特化した課を創設しました。また30歳からの一般健診、20歳からの子宮がん検診など、若い世代から受診可能な住民健診もあり、毎年の受診が可能な健診となっております。

特定健診やがん検診につきましては、保健センターで行う集団健診の他、個別の医療機関でも受診可能とするなど、検診体制の充実を図っております。集団健診では休日も健診日を設けるなど、現役世代や若い世代も受診しやすい環境を整えるとともに、受診率の向上を図るため、全国健康保険協会と合同で実施することや、忠岡町LINE公式アカウントを利用し、健診の空き情報等について随時発信しているところであり、今年度は「20歳の集い」参加者への子宮頸がん予防、禁煙の啓発チラシの配布も行います。また、子育て期である30代の方を対象とした健康診査の受診の更なる促進・啓発並びに健康寿命の延伸に向けて、今後も引き続き、きめ細やかな対応を行ってまいります。

また、平成30年度から地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等との協働で、「忠岡町健幸まつり」を実施しております。

今年度は「健幸啓発ブース」を2日間設置し、血管年齢や脳年齢の測定、姿勢や骨の健康状態のチェックや口腔フレイル防止の啓発及び各種健診の受診勧奨を行いました。

また、睡眠をテーマとした健幸講演会を行い、若い世代から高齢者まで幅広い年齢の方々に対し、住民の健康意識の向上を図りました。

大阪府との連携としましては「アスマイル事業」のチラシを国保特定健診受診券の発送時に同封し、「健活10」と併せて庁舎内及び窓口での周知チラシの配架等を通じて、住民に対して周知活動を行っております。また、今年度は大阪府の「10歳若返りプロジェクト」を共同で実施し、AIを使用した歩行解析を行いました。また、和泉保健所及び保健所管内3市1町共同で健診ポスターの作成等の取り組みを行うなど、今後も連携してまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて ★重点項目

①医療人材の勤務環境と処遇改善について <継続>

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の質上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| 市立の医療機関としては、高石市立診療センターがあり、現在は指定管理者が運営しております。そのため、医療従事者の健康への配慮等については指定管理者と協力し、健康で安心して働くことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、地域性を考慮した保健所の体制整備についても、保健所とも連携の上、必要に応じ大阪府に要望してまいります。 | |
| 和泉市（健康づくり推進室） | ※従前と変わらず |
| 指定管理者において、職員の健全な安全衛生の管理を行っており、医師等の働き方改革も踏まえ、医療スタッフの労働環境に配慮していきます。 また、大規模災害時等の対応については、大阪府（保健所）と連携を図っていきます。 | |
| 泉大津市（市立周産期小児医療センター 総務課、健康づくり課） | ※従前と変わらず |
| 労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現についてのご要望に関しましては、泉大津市立病院は公立の医療機関として労働法規を遵守し、また、医療現場で働く労働者の健康への配慮に留意しつつ、2024年度から施行された医師の労働時間上限規制にも適切に対応しているところです。 保健所における災害時や健康危機管理におけるリーダーシップの発揮、情報提供や保健サービスの充実など地域性を考慮した保健医療体制の強化を行うことについて、大阪府市長会を通じて要望してまいります。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 働き方改革が進められている現在、宿日直許可やタスクシェアの推進など、引き続き医師・看護師をはじめ職員の労働環境の向上を図ってまいります。医療人材の確保につきましては、定期・随時の採用試験に加えて、紹介会社等も活用してまいります。 職員研修につきましても、適宜必要な研修を実施しておりますが、今後も継続して職員のキャリアアップ、能力向上をサポートしてまいります。 本市の実情をふまえた保健所の体制整備を大阪府に要望してまいります。 | |
| 忠岡町（健康福祉部健康づくり課） | ※下線部追加 |
| 本町におきましては、日々、医師会、歯科医師会等の先生方と連携を図る中で、医師の働き方改革として、地域の各医療機関における時間外労働上限規制等の労働環境の整備、人材の確保等は間接的に住民を支える医療体制等に影響があると考えております。本件については、地区医師会等を通じ状況の確認や必要があれば改善を求めてまいります。また、今後、潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みについては、地区医師会との会議等の中で確認を行い、必要があれば要請してまいります。 | |

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けて <継続>

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、医師不足が懸念される救急科や産科、小児科等の医師確保に向けて大阪府と連携して取り組むこと。

医療の地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内での病床機能確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築すること。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 医療の提供体制の整備を市町村単独で実施することは困難であることから、医療圏及び大阪府等と協力し、医師の確保に取り組んでまいりたいと考えております。 | |
| 和泉市（健康づくり推進室） | ※従前と変わらず |
| 指定管理者と連携のうえ、医師の確保等に努めていきます。 また、感染症対策として、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」を図っていきます。 | |
| 泉大津市（市立周産期小児医療センター 総務課、健康づくり課） | ※下線部追加 |
| 不足が懸念される診療科の医師の確保への取組みや効果的な医療提供体制の構築、医療機関の機能分化と連携強化等に関するご要望については、本院では関連大学医局と連携の上、不足が懸念される産科、小児科を含む医師の継続的な派遣をいただいております。 また、令和6年12月には高度急性期・急性期医療を担う新病院「泉大津急性期メディカルセンター」が開院し、小児・周産期医療に特化する「市立周産期小児医療センター」、地域包括ケア拠点病院となる「府中病院」との3つの病院において医療機能を分化し、それぞれの連携を強化することで、今後持続可能とする地域における医療を提供してまいります。 医療体制につきましては、大阪府が主体となり体制整備が行われており、地域で安心して医療が受けられる体制が実現するよう、大阪府市長会を通じて、引き続き大阪府や国に要望してまいります。 | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| 医師不足や偏在は、全国的な課題であり一病院での解決は困難であることは否めませんが、大阪府自治体病院協議会及び全国自治体病院協議会や全国公立病院連盟等関係団体を通じ、大阪府や国の関係機関に働きかけてまいります。 <u>子育て中の女性医師への支援については、小学生の間も短時間勤務制度により働きやすい環境整備を実施しております。</u> 医師確保につきましても、引き続き大学医局の理解、応援を得るよう努めるとともに紹介会社など様々な手段を用いて医師の確保に努めます。 医療体制につきましては、急性期病院という基本スタンスを堅持し、二次医療圏ごとに設けられている調整会議の場で調整してまいります。その中で地域の实情に合った医療体制の構築を図れるよう働きかけてまいります。また、高度専門医療を受けられる体制の充実を図るとともに、地域の医療機関との更なる連携を進め、住み慣れた地域内で患者を診るという観点をもち地域医療支援病院としての役割を果たすよう努めます。 | |
| 忠岡町（健康福祉部健康づくり課） | ※下線部追加 |
| 大阪府では、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第8次前期大阪府医師確保計画」が策定されました。 <u>大阪府全体の医師数は増加しているものの、依然として府内には、医師の地域偏在や診療科偏在があることから、医師の偏在解消に向けて、引き続き大阪府と連携して取り組んでまいります。</u> また、新たな感染症の感染拡大時における切れ目のない医療体制の確保に向け、 <u>地区医師会や大阪府と連携・協力を図ってまいります。</u> | |

(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて ★重点項目

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて <継続>

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対

する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>介護人材の確保や職場への定着については、泉北地域の市町村及び事業者で定期的に連絡会議を開催しており、広域的に課題を共有し人材の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も人材の確保やキャリアアップを含めた取り組みをしていきたいと考えております。</p> | |
| 和泉市（高齢介護室） | ※下線部追加 |
| <p><u>2024(令和6)年度の報酬改定により、これまでの「処遇改善加算」の制度を一本化した「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。同時に加算率が引き上げられ、対象者や配分ルールの撤廃と新設がなされました。</u></p> <p>介護現場の声を聞き、また、各機関と連携しながら様々な研修やプログラム等を実施していくことで、介護人材の確保・育成・定着を図ります。</p> | |
| 泉大津市（高齢介護課） | ※下線部追加 |
| <p><u>介護人材の確保につきましては、令和6年6月より介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算が創設され、加算率の引き上げが行われております。</u></p> <p>処遇改善制度につきましては、ホームページへの掲載等により周知を行っており、介護事業所に対しては、適正な事業運営が実施されるように、介護保険法及び関係法令等の遵守ならびに処遇改善制度の取扱等について運営指導等を実施しており、今後も引き続き当該指導等を実施してまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>介護労働者の重要性・必要性は十分認識しており、処遇改善に関する改善対策を適切に運用すべく、事業所への周知を図っております。<u>加算未取得の事業所には、丁寧な制度案内に努めてまいります。</u></p> <p>また、安心して良質な介護サービスの提供のためには、介護人材の育成・確保が不可欠であり、市独自の取り組みとして定期的に緩和型サービスの従事者養成研修会を開催し介護職に対する理解だけでなく人材を確保するとともに、大阪府と連携した地域特性に応じた取り組みを推進してまいります。</p> | |
| 忠岡町（健康福祉部福祉課） | ※従前と変わらず |
| <p>介護人材の確保・定着を図るため、本町においては、居宅系サービスや通所介護事業所で構成する福祉事業所連絡会の開催にあたり、町としても協力し、各種研修の支援等を行っているところです。今後も各種研修等により介護保険サービス従事者のキャリアアップを支援するとともに、介護職への就業等に関する情報提供等に取り組んでまいります。</p> <p>また、事業所に対し、引き続き介護職員処遇改善加算の周知などを行うことで、介護職員の処遇が改善されるよう努めてまいります。</p> | |

②地域包括ケアの推進について <継続>

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう、大阪府と連携して整備すること。地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。

また、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断的な活用施策の検討を行うこと。

地域包括ケアシステムの中核機関として、各市町村に最低1カ所は、直営の地域包括支援センターを設置し、行政と福祉の連携を強化すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>本市において地域包括支援センターは社会福祉協議会に委託しており、現在、市役所別館に1ヶ所あります。そのため、市とは連携をとりやすい環境にあり、地域のニーズに対しては一定の水準を確保し、なおかつ迅速に対応できているものと考えております。</p> <p>また、地域住民に対しては今後も地域包括支援センターと協力し、周知・広報を実施していきたいと考えております。さらに、世代間交流については、社会福祉協議会が小地域ネットワーク活動を通して、実施しております。</p> | |
| 和泉市（高齢介護室） | ※下線部追加 |
| <p>地域の困りごとに迅速に対応し支援することが出来るよう、また、介護を家族で抱え込まず安易な介護離職を防ぐためにも高齢者の介護の相談先として地域包括支援センターの周知・広報を実施していきます。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの充実を図るため、地域包括支援センターが地域の関係機関や専門職と連携を図っていきます。</p> | |
| 泉大津市（高齢介護課） | ※従前と変わらず |
| <p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、利用者や被保険者に対する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や、事業者アンケート等を実施し、その結果を踏まえ策定した泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実を図るとともに、市の個別課題について必要な支援や助言を大阪府に求めてまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>地域ケア会議への専門職の派遣など大阪府と連携し、地域包括ケアを推進してまいります。</p> <p>また、パンフレットや市ホームページなど活用できる機会を通じて地域包括支援センターの周知を図るとともに、<u>介護者の負担軽減に資する情報など継続して提供するよう努めてまいります。</u></p> <p><u>福祉分野の横断的な活用施策については、推進方法や活用方法など関係部署と検討してまいります。</u></p> <p>中核機関としては、都市中核圏域に属する地域包括支援センターを、基幹型地域包括支援センターとし、他の地域包括支援センターと連携・情報交換等を図る統括センターとして位置付けております。</p> | |
| 忠岡町（健康福祉部福祉課） | ※従前と変わらず |
| <p>本町では平成18年度より地域包括支援センターを1箇所直営で運営しており、地域における高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや機関、または福祉制度の利用につなげる等の支援を行うとともに、本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように支援していくため、医療機関をはじめ、介護事業所等関係機関との協力体制づくりを行い、高齢者の生活を支える総合相談機関としてその整備に努めております。</p> <p>こうした地域包括支援センターの機能については、介護保険サービスの情報と併せ、本町で作成しておりますホームページやパンフレット等を使用し周知しております。</p> <p>また、本町では、高齢者の生きがいと健康づくり事業を社会福祉協議会に委託し、小学生との世代間交流等の事業を実施しておりますが、今後とも、生きがいを持って生活できる環境づくりに努めてまいります。</p> | |

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて ★重点項目

①保育士等の確保と処遇改善に向けて <継続>

保育・幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善をし、人材を確保すること。

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に取り組むこと。

(回答)

| | |
|--|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>保育士の処遇改善については、国の給付費算定の中の処遇改善加算手続きにより賃金改善を図っております。<u>国の補助金制度を活用し、研修機会の確保を行っております。また、保育士確保施策として、就職支援補助金を支給しています。</u></p> <p>市内の保育施設に保育士として就労もしくは就労予定の場合は、その児童が保育施設に入所できるように加点措置を設けております。</p> <p>「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、現在実施予定はありませんが、今後も国制度に関する情報を収集してまいります。</p> | |
| 和泉市 (こども未来室) | ※下線部追加 |
| <p>保育士等の職場環境の改善は、<u>公立・民間ともに保育業務システムの導入によるICT化を進めており、民間保育施設では保育体制強化事業など国の補助金を活用した施策にも取り組んでいます。引き続き、保育士等の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備に取り組み、人材確保及び職場定着率を上げるよう努めていきます。</u></p> <p>保育士の確保については、市内民間保育施設に就職した新卒保育士向けに25万円の就職支援金を支給する支援制度について、<u>令和6年度より、保育士資格を持っているが未経験の方や、離職後3年以上のブランクがある方も対象とし、就職2年目にも25万円を支給するなど制度の拡充を行いました。</u></p> <p>また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、他市の事例等の研究を行ってまいります。</p> | |
| 泉大津市 (人事課、こども育成課、スポーツ青少年課) | ※下線部追加 |
| <p>保育士の確保へ向けた環境整備については、時間外勤務の縮減や人員確保等、ワークライフバランスを確保し働きやすい職場となるよう取組みを進めているところです。</p> <p>令和5年度において、保育士の確保及び定着を目的に、泉大津市の民間認定こども園等で新たに勤務を開始した保育士に対し、2年最大250,000円の給付を行う「泉大津市保育士応援給付金」を創設し、<u>令和6年度も引き続き実施しているところです。当該制度は民間園に勤務する保育士の確保、定着及び処遇改善に資するものであり、今後も、保育士の確保等について、採用情報の周知手法や環境改善等、様々な角度から取り組んでまいります。</u></p> <p>「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施について、本市におきましては、他自治体の状況等も含め検討したところですが、放課後児童支援員以外の職員においても、市の業務に従事しており、放課後児童支援員のみ、当該処遇改善事業の対象とし、処遇改善を行うことは、職種間に不均衡を生じさせることとなるため、見送ったところです。</p> <p>今後につきましても、支援員との面談や放課後児童クラブの巡回を実施し、現場ニーズの把握に努めるとともに、他市町の状況等を鑑みながら、支援のあり方について検討を重ねてまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>保育士の給与水準については、国が定める公定価格の処遇改善加算の増額等によって、一定の改善が図られているところです。</p> <p>本市の取組みにおきましても、引き続き保育士の職場環境の改善・保育士の負担軽減に向けて、取り組んでまいります。</p> <p><u>保育士の確保につきましては、本市におきましても大きな課題であると、認識しているところです。民間園と合同での「保育・就職フェア」の開催、養成校訪問等を行ってきたところです。併せて民間園への就職を促進するために「岸和田市保育士応援特別給付金」「岸和田市保育士就職祝い金」「岸和田市保育士キャリアリターン一時金」の一時金を設けています。</u></p> <p>今後も保育士の確保、職場環境の充実に向け、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>幼稚園教諭についてはクラス数に応じて配置を行っております。市教育委員会主催の研修を複数回開催し参加を促しています。また幼稚園教諭の自主的な活動である幼稚園教育研究会にも一部補助を行い研修の機会の確保に努めています。</p> <p>放課後児童支援員は、会計年度任用職員として任用しており、社会保険（健康保険・雇用保険・厚生年金等）を適用しています。</p> | |

また、研修については、市独自の研修・支援員同士の研修、また、府が実施する研修への参加も奨励しております。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、新たな予算措置が必要であるため、事業実施に伴う効果、必要性について、今後調査研究してまいります。

忠岡町（健康福祉部こども課、教育部生涯学習課） ※下線部追加

保育教諭の正規職員雇用については既に取り組みをしております。また、保育士の確保及び離職防止を図るため、町内の民間就学前施設に新たに勤務する保育士等に対し、「忠岡町保育士応援給付金」を給付しています。加えて、令和6年10月よりサポートスタッフを採用するなど業務負担の軽減に努めており今後も継続的な体制確保に努めてまいります。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については既に取り組みをしており、今後も継続予定であります。

②待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて <継続>

大阪府と連携して、計画的に保育園増設・保育士確保などを整備すること。

すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう意向を把握したうえで入所審査を厳格化し、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実などを行うこと。

また、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

(回答)

高石市 ※下線部追加

現在、市域に認定こども園などの保育施設が10カ所あり、これまでも保育所民営化に伴う園舎の建て替えなどの際に、保育利用（2号・3号認定）児童の入所拡大を行ってもらうよう要請しております。また、令和8年度から小規模保育施設の整備を予定しております。

障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所などについても、園と調整し、入所できるよう取り組んでおります。

和泉市（こども未来室） ※下線部追加

待機児童の解消施策については、新たに採用される保育士等に対して助成金を支給する就職支援補助金などの保育士確保策への取り組みを継続しつつ、既存保育施設の協力を得ながら、利用定員枠の増にも努めているところです。また、今年度策定予定の「(仮称)和泉市こども計画(令和7年度～令和11年度)」において、中部地域に民間認定こども園を新設整備する取り組みを計画しています。

また、医療的ケア機能を備えた民間認定こども園を令和8年4月に開園し、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れを促進するとともに、兄弟姉妹の同一保育施設への入所なども保護者の意向を確認し、最大限努力していきます。

泉大津市（こども育成課） ※従前と変わらず

保護者の意向や状況把握については、ニーズ調査を行っております。また、待機児童については、泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画に基づく施設の再編や保育士の確保等により解消を図っており、令和6年4月の時点では、国基準の待機児童は0人となっております。さらに、令和5年度において、小規模保育事業所を2カ所開園し、潜在的（隠れ）待機児童の減少及び多様な保育ニーズに対する選択肢の増加を図っております。また、待機児童解消に資する施策や支援のうち必要と判断する部分については、府に対し要望を行ってまいります。

障がいのある児童の受け入れについては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を鑑み、体制整備に向けた検討を進めてまいります。

保育施設への入所については、保護者のご希望を可能な限り勘案し、基準に従って入所決定を行っております。

岸和田市 ※従前と変わらず

「市立幼稚園及び保育所再編方針」「同再編個別計画」に基づき、待機児童の解消に取り組んでいるところです。なお本市では府有地を活用し、民間による幼保連携型認定こども園を令和6年4月に開設しました。今後も大阪府や市内民間園と連携・協力し、待機児童の解消は元より、子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実に努めてまいります。

| | |
|--|----------|
| 忠岡町（健康福祉部こども課） | ※従前と変わらず |
| <p>待機児童の解消につきましては、町域が狭隘であることから、現在の民間こども園 2 園と、公立こども園の合計 3 園にて年度当初においては十分な確保ができておりますが、年度途中では(隠れ)待機児童が出ている状況であります。令和 3 年 10 月に民間の小規模保育事業者に認可を出し対応していることから、現状においてはこれ以上の小規模保育の充実については必要がないものと認識しているところであります。</p> | |

③市町村子ども計画の策定に向けて <新規>

「子ども計画」策定にあたっては、障がいの有無や生活困窮にある子どもたちを含めたすべての子どもたちが公平な教育が受けられるよう生活実態の調査等を行い、実効性のある計画を策定すること。

困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフサイクルを通じた切れ目のない支援を行うこと。

(回答)

| | |
|--|--|
| 高石市 | |
| <p>今年度中に第 3 期子ども・子育て支援事業計画を策定します。国のこども施策を踏まえ、昨年度行ったニーズ調査結果を分析し、そこで出た意見、子ども・子育て会議委員から出た意見を反映し、本市としての取り組みを定めます。第 3 期終了後、次期計画の策定時には、こども計画策定を視野に入れ、国等より情報を収集してまいります。</p> | |
| 和泉市（子育て支援室） | |
| <p>現在、「(仮称) 和泉市こども計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」を策定しており、策定にあたって、就学前と小学生の保護者に対する「和泉市こども・子育て支援に関するニーズ調査」と、保護者と小中学生に対して「こどもの生活に関する実態調査」や各種のワークショップを実施しています。前者の「ニーズ調査」では、こどもの障がい者手帳の有無の設問を設け、クロス集計等を行って、障がいのある子どもたちのニーズを調査しています。後者の「実態調査」では、年収と生活実態との関連を調査しています。</p> <p>計画の策定では、これら調査等の結果を反映し、福祉と教育の連携をはじめとした切れ目のない支援へつなげていきます。</p> | |
| 泉大津市（こども政策課） | |
| <p>現在「第三期いずみおおつ子ども未来プラン」を自治体こども計画として策定を進めており、昨年度に実施した保護者アンケートに加え、令和 6 年度、公立小中学校に通う小学 4 年生から中学 3 年生全員と無作為抽出した高校生年代から 24 歳までの若者を対象としたアンケート調査や、小中学生へのインタビュー調査も行い、こどもの意見を反映した計画としています。</p> <p>計画策定にあたっては、こども大綱における基本方針をふまえ、こどもの誕生前からおとなになるまでの各ライフステージに応じた切れ目のない支援を反映した計画の策定をすすめております。</p> | |
| 岸和田市 | |
| <p>市町村子ども計画の策定は、こども大綱及び大阪府こども計画を勘案して、定めるよう努めるものとされており、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができるため、すべての子ども・若者とその家族が、切れ目のない支援を受けることができるように、関係機関と情報の共有、連携、調査研究を行い、策定に向けて協議してまいります。</p> | |
| 忠岡町（健康福祉部こども課） | |
| <p>「子ども計画」の策定については、令和 7 年にアンケート等を通じてニーズ調査を行い令和 8 年度を目途に実効性のある計画を策定する予定であります。</p> | |

④地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて <継続>

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施可能な施設の拡大に伴う保育士・看護師確保の支援を行うこと。また、病児・病後児保育について、空き状況や予約をネット対応可能なシステ

ムの拡充を推進していくこと。さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>延長保育については、市内全ての保育施設で行っており、うち5園では21:00までの延長保育を実施し、延長保育に必要な経費を補助しております。<u>あわせて、多様な保育サービス実施のために看護師確保に努めています。</u>また、病児保育については、病児保育室で保育する施設型病児保育を平成28年度から行っており、安心して子育てができる環境を整備しております。</p> <p>放課後児童クラブについては、平日は19時まで、土曜日は18時まで延長保育を実施しています。</p> | |
| 和泉市（子育て支援室、こども未来室） | ※従前と変わらず |
| <p>こども・子育て応援プランに基づき実施する各事業に対して財政支援を実施しています。</p> <p>また、病児保育を利用する場合、インターネットから空き情報の確認をし、利用予約ができるようになっていきます。問診票など当日記入いただく書類についても、ダウンロードできるようになっていますので事前にご準備いただけます。</p> <p>放課後児童クラブについては、平成28年度より19時まで利用していただけるようになっていきます。今後も引き続き地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んでいきます。</p> | |
| 泉大津市（こども育成課、スポーツ青少年課） | ※従前と変わらず |
| <p>病児・病後児保育、延長保育といった現在行っている事業については、子ども・子育て支援交付金を活用し、財政支援を行っております。保育サービスの拡充については、保護者ニーズ並びに国及び府の動向を踏まえ、実施の検討を行ってまいります。</p> <p>放課後児童クラブの開設時間につきましては、従来、18時までの開設時間でしたが、ご利用者の方々の要望により、令和3年度より、開設時間を延長し、平日18時から19時までの延長保育を実施し、適宜ご利用頂いているところです。現在、子ども預かり施設への支援は実施しておりませんが、今後とも、市民ニーズに応えるため、適宜、検討研究を行っていきたく考えています。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>現在、本市では3カ所で病児保育を提供しています。延長保育については、全ての認可保育施設で提供できる体制を整えています。</p> <p><u>本市におきましては、安心・安全な保育サービス体制を維持できるよう、今後も支援してまいります。</u></p> <p>放課後児童クラブの開設時間を延長するためには、支援員の労働条件が変更となりますので、勤務体制、給与体系の見直しを含め、人員の確保が必要となるとともに、開設時間延長に伴う利用者負担金についても調整が必要となります。また、施設利用条件の変更となりますので、学校との調整も必要となります。引き続き実施可能かどうか検討してまいります。</p> | |
| 忠岡町（健康福祉部こども課、教育部生涯学習課） | ※下線部追加 |
| <p>延長保育については以前から実施し、病児保育については民間園において実施いただいております。一定の財政支援について今後も継続してまいります。</p> <p><u>放課後児童クラブについては、令和6年度より開設時間を午後6時から午後7時までに延長しています。</u>子ども預かり施設への支援については、今後も継続してまいります。</p> | |

⑤企業主導型保育施設の適切な運営支援について <継続>

企業主導型保育施設については、保育の質を確保するため認可施設への移行を進めるとともに、地域利用枠を拡大するなど地域貢献にもつなげるよう働きかけること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>現在、企業主導型保育施設は本市にございませんが、国の制度改正や関連情報を収集してまいります。</p> | |
| 和泉市（こども未来室） | ※下線部追加 |
| <p><u>企業主導型保育施設は、児童福祉法上で「認可外保育施設」に該当する施設ですが、国の指導により、保育の質は一定確保されていると認識しています。</u></p> <p>なお、地域利用枠の拡大など地域貢献への協力は引き続き行っていきます。</p> | |

| | |
|---|----------|
| 泉大津市（こども育成課） | ※従前と変わらず |
| <p>企業主導型保育施設の認定・指導・監査については、5市1町にて共同設置している広域事業者指導課を通じて関わっています。課題等を抽出する仕組み構築につきましても、同課の考えに基づき、判断してまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>企業主導型保育施設については、その所管する行政機関により適切に行われていると理解しています。保育の必要量については「岸和田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要量を確保しているところ<u>です。</u></p> <p>今後も関係機関と連携・協力し、待機児童の解消は元より、子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実に努めてまいります。</p> | |
| 忠岡町（健康福祉部こども課） | ※従前と変わらず |
| <p>現状においては、町内の企業での企業主導型保育施設はありませんが、今後、企業からの要望があれば、できる限り協力させていただきたいと考えております。</p> | |

⑥子どもの貧困対策と居場所支援について <継続>

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき実効性のある対策と効果の検証を行うこと。

困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に享受できる体制を整備すること。就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や土日祝や夜間での相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け取り組みを支援すること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>本市では、子育て世帯にかかわらず、日々の暮らしでのお悩み等を把握するため、ご自宅を直接訪問し、お悩み事等を確認する「孤立ゼロプロジェクト事業」を実施しています。</p> <p>また子ども食堂については、本市の社会福祉協議会が、フードバンク事業として市内のスーパーマーケット等との提携により食料品の提供を受け、各地域での子ども食堂運営団体等に食料品の無償提供等を行っています。</p> | |
| 和泉市（子育て支援室） | ※従前と変わらず |
| <p>子育て支援室において、こどもの貧困対策を含む、こどもに関する相談全般を受け、福祉、保健、医療、教育等の関係部局と連携して、社会福祉士、心理士等が子どもとその家庭及び妊産婦が抱える課題やニーズに応じた支援方法を検討し、必要な支援につなぐため、相談支援体制の充実に取り組んでいます。</p> <p>また、市が中心となる形で、市内子ども食堂の活動に関する意見交換の場を設置し、取り組んでいるところです。そこで把握した実情に基づき、子どもとその家庭を見守るとともに、効果的な支援が提供できるような仕組みづくりを目指します。</p> | |
| 泉大津市（子育て応援課・こども政策課、） | ※下線部追加 |
| <p>ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の現況届受付の際、生活上の困りごとなどを聞き取り、必要な支援につなげるよう努めています。</p> <p>第2次大阪府子ども貧困対策計画の推進に向け、本市では、現行の第二期いずみおおつ子ども未来プラン同様、現在策定中の第三期プランにおいても、子どもの貧困対策と居場所づくりの充実について、主要施策に位置づけています。複雑な問題や環境で支援が届かない子どもや家族に対し、関係機関と対策会議などで情報共有しながら、子どもや家族の状況などの実態を把握し、施策を実施しています。</p> <p>また、本市では、こどもの居場所を運営する団体への補助金の交付をはじめ、学校と連携し、全小中学校の子ども達に市内にある居場所の一覧を配布するなど周知啓発を行うほか、<u>民間企業からの寄附食材の分配やネットワーク会議を行っています。</u>さらに令和6年度からは、<u>飲食店を介してこどもの一食を地域で応援するフードリボンプロジェクトを推進するなど、官民連携し、子どもの貧困対策とこどもの居場所づくり事業に取り組んでいます。</u></p> | |

| | |
|--|----------|
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策が必要となるため、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ってまいります。</p> <p>本市では、個人個人がそれぞれのペースで学習を進めることができ、居場所としての側面も有する学習支援事業を平成24年度から実施、教育委員会と連携をとりながら、現在も継続しております。</p> | |
| 忠岡町（健康福祉部こども課） | ※従前と変わらず |
| <p>相談窓口の一本化や、土日・祝日や夜間における相談体制については、常時の対応は組織的に難しいですが、必要に応じて土日・祝日や夜間に対応を行っているところであります。</p> <p>本町の子ども食堂は、現在4か所で実施しております。本町としましては、食の支援として「子ども食堂開設運営費補助金」を創設し、町内において子ども食堂を開設運営しているボランティア団体等に対して補助を行っているところであります。</p> <p>また、教育機関との連携により、一部の子ども食堂開催の際は、子どもの居場所づくりの観点から、実施場所と隣接している町有施設である児童館を開館し便宜を図っております。民間企業との連携については、各子ども食堂において、食材等の支援を受けており、また、子ども食堂同士のネットワークにより支援を受けた食材の提供を行っているところであります。</p> | |

⑦子どもの虐待防止対策について <継続>

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的取り組みや介入徹底など、

児童相談所大阪府設置自治体

→ 児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求めること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

児童相談所独自設置自治体（政令市・中核市）

→ 児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>11月にオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーンを実施し、オレンジリボン等の配布を行うことにより、児童虐待防止法及びオレンジリボン運動の周知を引き続き図ってまいります。</p> | |
| 和泉市（子育て支援室） | ※下線部追加 |
| <p>こどもの権利条約に掲げられた、こどもの権利の尊重については周知を図っていきます。</p> <p>児童虐待をはじめとする相談業務を充実するため、令和5年度、令和6年度において社会福祉士を増員しています。加えて大阪府設置の児童相談所との連携により、リスクアセスメントの共有やリスクに応じた役割分担を行っています。さらに、虐待の早期発見については重要な項目であることから、市内学校・園に対する研修等の実施、定例の会議で教育委員会との児童虐待を中心とした課題の共有を図る等、学校・園との連携に向けて今後も取り組んでいきます。</p> <p>また、毎年11月の児童虐待防止推進月間においては、国及び大阪府作成の啓発用チラシ等を市内イベントで来客者に配布、「オレンジリボン活動」の趣旨に関する周知・啓発を図っています。</p> | |
| 泉大津市（子育て応援課） | ※下線部追加 |
| <p>啓発活動につきましては、小・中学校及び市内高等学校や民生委員等に虐待に関するパンフレットの配布を行うとともに、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの11月には、市役所ロビーにて児童虐待防止に向けたパネル展示や、デジタルサイネージを活用した啓発のほか、市長が公務の際にオレンジジャンパーを着用するなど、児童虐待を未然に防ぐための啓発活動等の取組を行っています。</p> | |

児童相談所については、要保護児童対策地域協議会の事務局として日々虐待等の対応を行う中で適宜連携を図っており、必要に応じて児童相談所の機能強化等についても要望をしております。

今後も児童相談所や地域の各関係機関と連携を図り、また、職員の専門性の向上に努めながら、児童虐待防止対策を行ってまいります。

岸和田市

※下線部追加

令和6年4月に設置した「こども家庭すこやかセンター」において、虐待への予防的な対応から虐待などの課題を抱える家庭への相談支援体制を強化しています。

また、児童虐待の相談業務に適切に対応するため、子ども家庭支援員、虐待対応専門員、心理担当支援員を配置するとともに、児童福祉法に規定する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、学校や子ども家庭センターを始めとする関係機関と連携し、要保護児童等の生活状況の確認、支援に努めております。

オレンジリボン運動については、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に、オール大阪での取組みの一環として、市長がオレンジリボンキャンペーン啓発ジャンパーを着用して公務に従事するなど、率先して児童虐待防止について訴えているところです。また、令和6年度は、パネル展示や街頭啓発等を実施するとともに、岸和田城を児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップし「児童虐待のない社会」の実現に向けて児童虐待防止のメッセージを発信しています。

今後も、児童虐待の未然防止・早期発見に向け、啓発活動や関係機関との連携の取組みを進めてまいります。

忠岡町（健康福祉部こども課）

※下線部追加

本町におきましても、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、広報誌、ホームページ及びパンフレット等において通告義務に関することや児童虐待防止の呼び掛け等について掲載しております。また、本町は、母子健康包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合拠点（児童虐待部門）が同一組織となっているため、共通認識のもと連携を図っているところです。増加する相談業務に対応するため、社会福祉士の相談員を配置し体制の強化を図っております。また、担当職員におきましては各種研修会に参加し日々変化する社会情勢に対応できるようスキルアップ向上につとめております。関係機関等の職員に対しては、児童虐待防止月間に毎年研修を実施しております。今年度は、弁護士をお招きし「こどもを権利侵害から守るために知っておいてほしいこと」をテーマに講演会を実施いたしました。

児童相談所の権限強化については、増加する児童虐待への対応強化に向け、国・府に対し要望してまいります。

⑧ヤングケアラーへの対策について <継続>

各種の実態調査を踏まえた課題把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

高石市

※従前と変わらず

家庭児童相談での状況確認や見守りを通し、ヤングケアラーと思われる事案の早期発見に努めてまいります。

和泉市（子育て支援室）

※従前と変わらず

令和6年5月に、教育委員会で実施した小・中学校における児童生徒へのアンケート結果からも、ヤングケアラーもしくはその可能性のある児童生徒が一定数いることを把握しています。

ヤングケアラーの支援においては、福祉・介護・医療・保健・教育等、子どもとその家庭に関係する機関が連携し、協働して支援することが求められ、アンケート結果から見受けられる課題を集約及び整理するとともに、関係機関職員向けの研修や市民向けのパンフレットを作成するなど、ヤングケアラーという社会的問題についての周知や支援の必要性に関する啓発を図っていきます。

| | |
|---|----------|
| 泉大津市（こども政策課、指導課） | ※従前と変わらず |
| <p>ヤングケアラーへの対策につきましては、実態把握に努め、学業等に支障が生じることがないように、福祉、介護、医療、教育等の様々な関係機関が連携し、適切な情報共有を図ることにより、早期の発見・把握・支援につなげることができるよう重層的支援体制の整備に取り組んでまいります。また、ヤングケアラーについて関係機関や地域の方々、こども自身に向けてより広く周知を行い、理解の促進や啓発に努め、相談しやすい体制を推進してまいります。</p> <p>小中学校において、ヤングケアラーの早期発見につながるよう、教職員への研修等で事例や概念の周知を行い、ヤングケアラーへの理解が深まるよう努めてまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p><u>「岸和田市人権施策推進プラン」に「子どもの人権」を主要課題の1つに位置づけ、子ども権利が守られる環境づくりに努めてまいりました。子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、広報や市のホームページの活用、関連講座の開催による啓発を続けてきたところです。引き続き、啓発による理解促進に努めてまいります。</u></p> <p>子ども家庭課では、早期にヤングケアラーの発見につなげられるよう、要保護児童対策地域協議会の構成機関への研修や、ヤングケアラーに関するチラシを作成し、適宜配布するなどの取組みを行っています。また、家庭や子どもがより相談しやすい窓口相談できるよう、子ども家庭課だけでなく、複数の窓口を案内・周知しています。子ども家庭課に相談があった場合は、状況に応じ必要な部署・関係機関と連携して支援につなげています。</p> <p>教職員がヤングケアラーについての理解を深めることは重要であると認識しております。市の教職員研修において、ヤングケアラーに関する概念や事例を示し、事例検討を行うなど、具体的な研修を実施しました。また、年度当初には、ヤングケアラーの早期発見チェックリストの活用ができるように学校園に周知しております。さらに、保護者への周知のための啓発資料を学校園へ提供し、学校だより等に掲載するよう依頼しております。相談があった場合は、状況に応じ、関係機関と連携してまいります。</p> | |
| 忠岡町（健康福祉部こども課、健康福祉部福祉課、教育部学校教育課） | ※従前と変わらず |
| <p>現在、それぞれの部局において、把握した事案について、関係機関が連携し対応を行っている状況であります。小中学校では、子どもたちの相談にのるスクールカウンセラーを配置し、相談機能を強化するとともに、福祉部局（児童家庭総合支援拠点）やスクールソーシャルワーカーと連携し支援を行っているところであります。子どもや家族が、支援が必要な状況であることを認識していない場合が多いことから、引き続き連携を強化し、自治体が提供する福祉のサービスにつなぐ等、それぞれの部局において体制強化を図ってまいります。</p> | |

（6）誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について <継続>

自死相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制の充実など、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、大阪府やNPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

（回答）

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>自殺対策につきましては、若年層に相談窓口や相談ダイヤルの周知をするとともに、教育委員会と連携し、市内の公立小学校5年生・6年生と中学校全学年の児童生徒に対し、自殺防止のパンフレットを作成・配布しています。今後とも、各種機関と連携し、自殺防止について対策を講じてまいりたいと考えております。</p> | |
| 和泉市（健康づくり推進室） | ※下線部追加 |
| <p>自殺対策基本法に基づき「<u>第2次いのちを支える和泉市自殺対策計画（令和6年度～令和10年度）</u>」を策定し、庁内関係課や関係団体との連携・協力のもと一丸となり自殺対策に取り組む体制づくりを行っています。取り組みとしては、悩んでいる人に、気づき、寄り添い、支援する「ゲートキーパー」の養成や、こころの悩みを持っている人への臨床心理士による個別相談会の開催をはじめ、市ホームページで、誰もが簡単にメンタルヘルスをチェックできるシステム「こころの体温計」の導入を行っています。</p> | |

また、市民へ向けた相談窓口の周知にあたっては、電話や対面での相談窓口だけでなく、大阪府やNPOなどの民間団体が実施するSNS相談も含め普及啓発に取り組んでいます。

泉大津市（福祉政策課） ※従前と変わらず

自殺の危機を示すサインに気づき、声をかけ、見守るなど適切な対応を図るゲートキーパーの役割を担う人材をさまざまな分野で養成し、自殺の危険性の高い人の早期把握・早期対応につなげています。

9月の自殺予防週間には、電話相談や対面相談を利用しにくい若年層や女性に配慮した相談機会の充実を図るため、SNS（LINE）を活用した相談業務を行いました。

なお、相談員のメンタルヘルスについては、ストレスケアに関する研修を受けるなどを行っています。

今後においても、様々な団体等と連携しながら自殺予防対策に努めてまいります。

岸和田市 ※従前と変わらず

平成22年に「いのちをつなぐ絆ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携を図るとともに、自殺予防の啓発やゲートキーパー養成研修、相談支援を中心とした事業を実施しています。

また、令和2年には、令和6年度までの5年間の計画期間とする「岸和田市いのちを支える自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない岸和田を目指して～」を策定し、全庁的に取り組むべき施策を明確にして、総合的に自殺対策を推進しています。

忠岡町（健康福祉部福祉課） ※従前と変わらず

自殺の多くは、経済問題、健康問題、家庭問題等の複数の要因が複雑に絡み合っていることから、本町では、「生活困窮者」、「高齢者」、「勤労者」、「子ども・若者」を自殺リスクが高い層として捉えており、リーフレット等による相談機関やLINE等のSNSを利用した相談の周知を行っており、相談があった際には、関係機関と連携し、関係機関・団体が相互に、かつ、密接に連携・協力できるよう、支援を行ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について <継続> ★重点項目

教職員の長時間労働を是正するため、客観的な勤務時間管理をおこない、教職員や支援員の人材確保に努める等、労働条件の改善に向けて実効性ある対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

(回答)

高石市 ※従前と変わらず

教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理については、校務支援システムの導入により実施できております。改善策としましては、平成30年度から夏季休業中に閉庁日を設け、部活動においてもガイドラインを策定するなど、教職員の働き方改革に取り組んでおり、今後も継続してまいります。代替者の確保については、事前任用制度など府の制度を積極的に活用してまいります。

和泉市（学校教育室） ※下線部追加

長時間勤務の是正に向けては、校務支援システムを活用した教職員の出退勤管理、勤務時間管理を行い、勤務時間の長い傾向にある教職員へのはたらきかけや業務の偏り等がないよう取り組んでいます。また、教職員が本来の業務に注力できるよう、スクール・サポート・スタッフを順次配置し、労働環境の充実にも取り組んでいます。

教職員の欠員対策については、大阪府の前倒し任用制度を活用し、産育休者の代替確保に取り組みます。また、教職員の業務の見直しや効率化について校長に指導助言するとともに、校内の支援・相談体制を整備し、教職員を組織で支え、精神疾患等による病気休職を防ぐ取組みを進めていきます。

泉大津市（指導課） ※下線部追加

教員の労働時間に関しましては、現在導入している勤怠管理システムを活用し、客観的な勤務時間の把握と管理に努めております。

本市におきましては、これまで、時間外の電話自動応答システムや、一斉退庁日・ノークラブデーの設定、また学校閉庁日の設定拡大など、働き方改革を進め、長時間労働を是正するための取り組みを行ってまいりました。またスクールサポートスタッフを全校に1名ずつ配置し、教職員の負担軽減を図っております。これらの結果として教職員全体の時間外在校等時間につきましては、少しずつ減少してきており、一定の成果が挙げられていると考えております。

教職員の欠員対策としては、今後も速やかな人材確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすために、ストレスチェックやスクールカウンセラーを活用することで教職員のメンタルヘルスを把握し、心身ともに健康でいられるようフォローアップに努めてまいります。

岸和田市 ※下線部追加

教職員の勤務時間の把握を行い、長時間勤務傾向の教員には産業医との面談を実施し、体調面の管理に取り組んでいます。

教員の代替者の確保や支援人材の確保に努めるとともに、校務支援システムや勤務時間外における音声応答装置の導入、給食費の公会計化、保護者連絡システムの導入等、労働環境の改善を図っております。

忠岡町（教育部学校教育課） ※下線部追加

教職員の勤務時間管理につきましては、令和元年度の2学期よりタイムレコーダーを導入し、令和5年6月より校務支援システムに移行して職員の勤務時間を正確に把握し、適正に管理しております。また、夏季休業日における学校閉庁日の実施や各校での全校一斉退庁日、中学校でのノークラブデーを実施しております。併せて、今年度より、教職員の事務的な支援・補助にあたるスクール・サポート・スタッフを各校1名ずつ配置しております。教職員の欠員対策としましては、大阪府の臨時的任用職員の前倒し任用制度を小学校にて活用しております。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について <継続> ★重点項目

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

また、特別支援学校の教室不足への整備を早急に対応すること。

外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

(回答)

高石市 ※従前と変わらず

SC及びSSWについては、全校において活用できる体制を整えております。

外国にルーツをもつ子ども等日本語指導が必要な子どもたちに対し、日本語支援員等配置し、スムーズに日本語学習が行えるよう支援を実施してまいります。併せて、保護者の方々に対し、学校が保護者向けの手紙や保護者面談等適切な情報が提供できるよう理解促進を図ります。

和泉市（学校教育室） ※従前と変わらず

スクールカウンセラーについては、全校に配置しており、スクールソーシャルワーカーについても、全中学校区に配置し、チーム学校の体制充実を図っています。また、チーフスクールカウンセラー、チーフスクールソーシャルワーカーによる助言や連絡会、研修等を通して資質向上に取り組んでいます。

日本語指導が必要な子どもに対しては、加配教員による巡回や、語学指導員を派遣して指導を行い、保護者への支援としては、懇談会への通訳等の派遣を行っています。また、進路指導においても、多言語による案内等で適切な情報提供に努めています。

泉大津市（指導課） ※下線部追加

深刻化する子どもの様々な課題への対策として、スクールカウンセラーについては、中学校に年間35回、小学校に年間12回の配置を行い、スクールソーシャルワーカーについては、各中学校区に年間35回の配置をしております。合同連絡会やそれぞれの連絡会等を通じて、学校内の体制づくりおよび資質向上に努めてまいります。

特別支援学校においては、本市は所管していませんが、日本語指導が必要な子どもについては本市でも増加傾向にあり、加配教員によるやさしい日本語を活用した指導や、市が派遣する語学指導者による指導を行うとともに、通訳アプリ等のICTを積極的に活用するなど、対象となる児童生徒があらゆる場面で不利益を被らないような体制の強化に努めてまいります。

岸和田市 ※下線部追加

スクールカウンセラーについては、全小中学校に配置されているところですが、今後も府へ継続して拡充の要望をしていきます。スクールソーシャルワーカーについても同様に要望していきます。

日本語指導が必要な子どもに対して、日本語指導補助員による日本語指導や通訳による母語指導を行っています。保護者が懇談等で通訳が必要であれば、通訳派遣を行っています。また、タブレットを活用し、翻訳アプリをインストールすることでの対応を行っています。進学に関しては、大阪府、泉南地区で多言語での進路相談会を実施しております。「やさしい日本語」についても研修にて、引き続き、周知、啓発していきます。

忠岡町（教育部学校教育課） ※従前と変わらず

スクールカウンセラーにつきましては、3校すべてに配置し、スクールソーシャルワーカーにつきましては、中学校を拠点として配置しております。また、忠岡小学校を町内の日本語指導センター校と位置づけ、加配教員(日本語指導)を中心に町雇用の外国人子女語学指導補助員との連携により効果的な日本語指導、円滑な対人関係作り等を行っています。

(3) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について <継続>

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

(回答)

高石市 ※下線部変更 (66%→67%)

更衣室につきましては、空き教室等の利用によりプライバシーに配慮した対応をしております。

学校トイレにつきましては、平成29年度、令和元年度、令和3年度と、順次洋式化を進め、現在の洋式化率は67%に達しています。多目的トイレにつきましては、合計で16か所あり、各学校に1か所以上設置しております。

今後の設置・増設については、国の財政支援などを注視しながら、検討してまいります。

和泉市（学校園管理室） ※従前と変わらず

学校現場と協議しながら、必要に応じて対応を図っていきます。

泉大津市（教育政策課） ※従前と変わらず

更衣室は、中学校では体育館に設置しております。また、小学校では男女別に更衣できるよう、少人数教室などの常時使用ではない教室を活用しています。

多目的トイレは、全ての小中学校に設置しておりますが、増設については、今後各校において予定されている大規模改修時に設置済数や費用等を勘案し検討いたします。

岸和田市 ※従前と変わらず

更衣室の設置については、スペースや建物の構造上の問題もありますので、学校と協議のうえ優先順位を考慮し、大規模改修等の際に実施できるか検討してまいります。

多目的トイレについては、令和4年度で各学校には全て設置済みとなっておりますので、増設については困難です。

忠岡町（教育部教育総務課） ※従前と変わらず

各学校施設・設備の改善については、優先順位を検討し可能なものから年次的に実施してまいります。

(4) 奨学金制度の改善について <継続> ★重点項目

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元の中小零細企業に就職した場合の伴走支援型の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たな独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 奨学金制度の充実については、今後も大阪府や国への要望を継続してまいります。なお、返済が困難な方については個別に相談し、無理のない金額に変更するなど柔軟な対応を講じております。 | |
| 和泉市 （学校教育室、くらしサポート課） | ※従前と変わらず |
| 令和元年度から高等学校等入学時に必要な経費の一部額を支給する給付型奨学金制度を設けており、令和5年度から給付額を増額しています。 給付型奨学金制度の拡充について要望が出ていることは、大阪府へ伝えます。 市内企業等の若者人材確保、労働者の定着及び雇用の安定と市内への定住促進を図ることを目的に、市独自で奨学金返還支援事業を実施しています。 | |
| 泉大津市 （指導課） | ※従前と変わらず |
| 給付型奨学金制度の拡充につきましては、国・府へ引き続き要望してまいります。また、現在行われている各種奨学金制度につきまして、適切に児童生徒へ周知されるように努めてまいります。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 給付型奨学金制度の対象拡充を国に要望しています。 令和5年度から新たに岸和田市奨学金返還支援事業に取り組んでおります。この事業は、若者世代の地域での就業支援及び経済的負担軽減並びに市内流入や定住促進のため、大学等在学中に利用した奨学金を返還している市内在住かつ在勤の若年者に対し一定条件の下、返還実績に応じて奨学金の一部を助成するものです。詳細については、市ホームページをご覧ください。担当課へ問い合わせください。 | |
| 忠岡町 （教育部教育総務課） | ※下線部追加 |
| 近年の生活実態に応じた拡充を検討されるよう訴えてまいります。また、新たな独自の返済支援制度や返済猶予措置については、今後需要の高まりがある場合は、検討いたします。 | |

(5) 労働教育のカリキュラム化について <継続> ★重点項目

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| キャリア教育として、各校において作成しているキャリア教育の全体計画に基づいて、計画的に実践を進めております。併せて、各校出前授業等を活用して、子どもたちが働きことへの意義や知識を学ぶ時間の確保に努めてまいります。 | |
| 和泉市 （学校教育室） | ※従前と変わらず |
| 中学校区において作成したキャリア教育全体指導計画に基づき取り組みをすすめています。具体的には、キャリア教育で育みたい力を児童生徒が理解し、自分の成長や変容を自己評価するための「キャリア・パスポート」を活用したり、働くことの意義や目的を理解できる職場体験の取り組みを実施しています。 | |
| 泉大津市 （指導課） | ※従前と変わらず |
| 労働教育については、高等学校教育が担う部分が多く、高等学校教育については、大阪府等が所管するところではございますが、小中学校においても、キャリア教育等を通して、児童生徒が社会人として必要な知識を身につけ、社会を構成する一員としての自覚を養えるよう、努めてまいります。 | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| 各校園において、キャリア教育に関する計画を作成し、適宜出前講座や職場体験学習などを通じて働くことを探究的に学び、地域や社会と関わる中で自立に向けた学びを深めています。 | |
| 忠岡町 （教育部学校教育課） | ※従前と変わらず |
| 働くことに関する知識を深め活用できるよう、中学2年生において、職場体験や職業講話の時間を設定し、働くことの意義や知識を学ぶ場としております。 | |

(6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について <継続>

あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

さらには、無意識による無理解や偏見(アンコンシャスバイアス)による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>特定の人種や民族を差別する「ヘイトスピーチ」は極めて重大な人権侵害行為であると認識しております。大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例等の周知を図るとともに、パネル展を実施するなど引き続き啓発に努め、人権意識の向上を図ってまいります。</p> <p>同様に、インターネット上の人権侵害についても、啓発用リーフレットを庁舎内に配架し、インターネットと人権についてパネル展を実施するなど、継続して啓発活動の充実に努めてまいります。</p> <p>企業等と連携し、SNSアプリの危険性やネット上の差別に関する出前授業を実施し、児童生徒の人権意識の向上に取り組んでいます。また、高石市スマホサミットを開催し、小中学校の児童生徒参加のもと、ネット問題に対するいじめ等の人権侵害の啓発に取り組んでいます。指導する際には、教職員が高人権意識を持ち、正しく子どもたちに指導できるよう、今後も取り組んでまいります。</p> | |
| 和泉市（人権・男女参画室） | ※従前と変わらず |
| <p>「和泉市人権擁護に関する条例」に基づき、誰もが人としての尊厳を侵されることなく、お互いの人権を尊重し合えるまちづくりを推進しています。ヘイトスピーチに対しても、そのような行為がなくなるよう、市ホームページや啓発ちらしなどで周知を行っています。</p> <p>また、市民一人ひとりが、表現の自由に配慮しつつ、誹謗中傷の被害者にも加害者にもならず、インターネットによる恩恵を享受できる、インターネット社会に応じた人権尊重の仕組みづくりを目指して「和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を制定、令和4年6月30日から施行し、窓口設置や、チラシなどで市民周知を行っています。</p> | |
| 泉大津市（人権くらしの相談課） | ※下線部追加 |
| <p>SNSやインターネット上に氾濫する差別の実態把握については、ネットハーモニー（大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口）等の関係機関と連携を図りながら対策を進めているところです。</p> <p>インターネットリテラシー向上についても、講座等の機会を通して、市民へ啓発を行うなど、インターネット上の人権問題についても取り組みを進めております。</p> <p>また、あらゆる差別の解消に向け、広報紙や市ホームページ、ポスターやチラシの掲示、配架、講座等により人権意識の向上へ向けた周知・啓発に努めているところです。</p> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| <p>インターネットを悪用した人権侵害についても「岸和田市人権施策推進プラン」の中で取り組むべき主要課題の1つとして位置付けています。引き続き、プランに沿って、施設の充実に努めてまいります。また、大阪府ほか関係機関との連携により、人権意識の向上へ向けた周知を実施してまいります。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部住民人権課） | ※下線部追加 |
| <p>ヘイトスピーチや誹謗中傷などインターネット上の差別問題については、重大な人権侵害であり、本町では平素より広報紙やホームページ等を通じて住民への啓発・周知の徹底を図っております。また、関係機関や広域での情報交換・連携を密にとり、人権差別解消に向けて取り組んでいるところです。インターネット上のトラブルにつきまして、大阪府の相談窓口「ネットハーモニー」の周知も積極的に行います。</p> | |

(7) 行政におけるデジタル化の推進について <継続>

行政によるデジタル化を推進しオンライン申請などの利便性を高め、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

また、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセキュィティネットの構築をめざすこと。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>窓口サービスのオンライン化やA I等を活用した情報提供、電子申請サービスの展開等、市民の多様化するニーズに対応し、利用者の立場に立った質の高い行政サービスを提供できるよう取り組みます。市役所における各種手続きにつきまして、現在実施しているオンライン申請等の取り組みをさらに進めることにより、手続きの簡素化等を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>情報格差の解消につきましても、スマホ講座の実施や情報発信チャネルの多角化等に取り組んでまいります。</p> <p>また、セキュリティ面に関しましては、国のセキュリティガイドラインに則り取り組んでまいります。</p> | |
| 和泉市（政策企画室） | ※下線部追加 |
| <p>令和7年1月末で94業務の窓口手続きをオンライン化しており、今後も手続きのオンライン化を進めていきます。推進にあたっては、利便性の向上とともに情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を徹底し、情報漏洩を防止します。</p> <p>また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けて、スマートフォン講習会を実施するなど取り組みを進めていきます。</p> | |
| 泉大津市（政策推進課） | ※従前と変わらず |
| <p>本市では、一部の行政手続きに係るオンライン申請の運用を開始しており、今後も更なる行政手続きのオンライン化を進め、市民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消への取り組みとして、スマートフォンを所有していない、又は、使いこなせていないシニア世代向けにスマートフォン教室を実施しており、今後もニーズに応じたスマートフォン教室等を実施し、情報格差是正に努めてまいります。</p> <p>また、オンライン申請を含む行政システムについては情報セキュリティ対策のほか、適切なアクセス権の設定、操作ログの取得等により、情報漏洩や誤作動を起こさないよう対策を講じています。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>岸和田市行政DX推進計画（令和6年4月）において、「行政手続きのオンライン化」や「セキュリティ対策の徹底」等を掲げ、各施策を推進しているところです。情報セキュリティに配慮しながら行政DXを引き続き推進していきます。</p> <p>デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けた取り組みとして、大阪府との連携により、民間事業者から講師派遣を受け、スマートフォン教室を実施したところです。引き続き、民間事業者と連携した取り組みを進めていきます。</p> | |
| 忠岡町（町長公室経営戦略課） | ※下線部追加 |
| <p>デジタル化推進に向けて、今年度、大阪府のスマートシティ戦略推進補助金を活用してデジタル人材を招へいし、庁内の意識醸成を図っております。また、国の給付金申請の一部をオンライン申請とするなどの取り組みを実施しております。今後も住民の利便性を向上させる取り組みを優先的に実施してまいります。</p> | |

(8)「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について <継続>

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」に対し、市民の信頼回復に向け、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及と利便性向上を図り、デジタル行政の推進やマイナポータルの活用を促進すること。マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

(回答)

| | |
|--|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>マイナンバー制度につきましては、マイナンバー法に基づき、適正な特定個人情報の管理を行った上で運用してまいります。マイナンバーカードの普及促進や利便性向上につきましては、コンビニエンスストアでの所得証明等の交付を実施してまいりましたが、引き続き、マイナンバー制度の趣旨に基づき、自治体システム標準化による国の動向も踏まえながら、効率化や利便性の向上に努めてまいります。</p> | |

| | |
|--|--------|
| 和泉市（市民室、保険年金室、政策企画室） | ※下線部追加 |
| <p>マイナンバー制度に係る個人情報管理体制の強化を引き続き図るとともに<u>今後も窓口等における申請支援等、マイナンバーカードの普及に取り組んでいきます。</u></p> <p>マイナ保険証の取り扱いについては、<u>市民に混乱・不利益のないよう、広報紙、市ホームページ等により、広く周知を図るとともに、窓口・電話等においても丁寧な対応を行っていきます。</u></p> <p>「(7)行政におけるデジタル化の推進について」と同様に、<u>今後も手続きのオンライン化によるデジタル行政の推進を進めていきます。</u></p> | |
| 泉大津市（政策推進課） | ※下線部追加 |
| <p>マイナンバーを含む特定個人情報を取り扱う事務においては、法令に基づき個人情報を適切に取り扱います。あわせて、特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じ、特定個人情報保護評価については、市のホームページ等で公表してまいります。</p> <p>マイナンバーカードの普及と利便性向上については、<u>国の施策に基づき、市としても広報活動の強化やカード申請手続きの簡略化、迅速化を進めているところです。また、マイナポータルの活用促進に向けて、市民が利用しやすい環境を整えるため、今後も行政手続きのオンライン化推進に努めてまいります。</u></p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>デジタル庁が示す「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に則り、<u>紐づけ誤りが発生しないように個人番号利用事務に取り組むとともに、個人情報の流出など防ぐためのセキュリティ対策は、総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」などを基に取り組んでいるところです。日々発生する新たなリスクの情報収集をしながら、更なるセキュリティ対策の充実に努めてまいります。個人情報の適正な管理に努めつつ、「マイナンバーカード」のセキュリティ対策等の安全性について、さまざまな機会を利用して住民に周知を行い、マイナンバー制度の信頼性を高められるよう努めてまいります。また、「マイナンバーカード」の普及については、保有率が7割を超えていることもあり、今後カード取得困難者等に対して、取得申請に係る丁寧な補助、支援等を引き続き行いながら普及促進に努めてまいります。</u></p> <p>令和6年12月2日からマイナ保険証を中心とした制度となり、被保険者証が廃止となりました。ただし、<u>マイナ保険証を保有していない方については、被保険者証の替わりとなる資格確認書を交付することとなります。マイナ保険証を保有されている方、されていない方も同様に医療機関が受診できるよう丁寧な説明と対応に努めてまいります。</u></p> | |
| 忠岡町（町長公室経営戦略課、健康福祉部保険課） | ※下線部追加 |
| <p>昨年度、総点検を実施したところ、<u>本町では誤登録はありませんでしたが、引き続き発生しないよう、徹底してまいります。マイナンバーカードの普及や利便性向上については、町広報紙やホームページなどを通じて周知を図ってまいります。また、マイナ保険証については、当分の間、お持ちでない被保険者に対して、本人からの申請によらずマイナ保険証に代わる資格確認書を交付いたしますので、これまで通り診療等を受けることが可能となっております。</u></p> | |

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて <継続>

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

(回答)

| | |
|---|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>有権者の利便性と投票機会のさらなる確保について、<u>令和6年10月の衆議院議員総選挙において、不在者投票の電子申請を導入しました。また、本市のコンパクトな市域といった特性を活かし、有権者の利便性と投票機会の確保について、引き続き取り組んでまいります。</u></p> | |

投票参加拡大の観点については、期日前投票所及び市内各投票所にコミュニケーションボードや投票支援カードを導入しました。

記号式投票については、国や大阪府等の動向を注視し、近隣の状況も踏まえながら検討してまいります。主権者教育については、模擬投票等を支援し、引き続き若者の政治参加の促進に取り組んでまいります。

和泉市（選挙管理委員会事務局、学校教育室）

※従前と変わらず

投票所については、投票者の利便性や投票所までの距離、バリアフリー、投票者数等を考慮して設置しています。

共通投票所の設置については、現段階では、二重投票を防止するための環境整備や運用面・経費面等に課題があり困難と考えますが、今後も研究していきます。

期日前投票所については、投票時間の弾力的な設定に引き続き努めていきます。

移動期日前投票所については、期日前投票所を現行 6 か所設置していることからその必要性について十分検討が必要ですが、今後研究していきます。

記号式投票の導入については、公職選挙法第 46 条の 2 に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にのみ認められていますが、電子投票も含め引き続き研究していきます。

若者の政治参加を促進するため、模擬投票のための機材貸し出しや、出前授業の実施・キッズページの設置、また、小学生の社会見学や夏休みの議場見学の受入れなどの取り組みを引き続き実施していきます。

「将来を担う子どもたちが、市議会を体験し、未来の和泉市について自由な発想で意見を述べ、夢を語ることによって市政に関する理解と関心を育む」ことを目的として、子ども議会を開催しています。また小学生の議場見学も実施しています。

泉大津市（選挙管理委員会事務局）

※従前と変わらず

本市では、約 14 km²の狭隘な土地に 20 の投票所を設けており、いずれも徒歩圏内にあり投票所として充足しているものと認識しています。また、期日前投票所は、主要駅である泉大津駅から約 400m の市役所にあり、投票時間についても、期日前期間中の全日、朝 8 時 30 分から夜 8 時まで行っており利便性は高いものと判断しています。なお、共通投票所については、システム構築に多額の費用を要するため、導入は困難であります。

また、記号式による投票方法については、期日前投票や不在者投票は対象外となっており、記号式を導入した場合、記号式（選挙当日）と自書式（期日前投票や不在者投票）の 2 種類の投票方法が混在することとなり、投票用紙を 2 種類作成しなければならない点や開票作業が複雑になることが懸念されることから、現在、導入の予定はございません。

主権者教育については、市内中学校への投票箱及び模擬投票用紙の貸し出し、市内公立高校における出前授業や、小学校の市庁舎見学の際に議場見学及び模擬投票を含む選挙に関する講義等を行っているところです。

岸和田市

※従前と変わらず

現在、当日投票所の設置については各投票区の公共施設を中心に、期日前投票所については 2 箇所（法定では 1 箇所必置）の公共施設及び 3 箇所の大型商業施設に設置しております。共通投票所の設置拡大や投票所の増設、期日前投票時間の弾力的な設定については、投票状況などを考慮しながら今後も検討してまいります。

投票方法については、公職選挙法で規定されていますので本市独自でお答えすることはできません。なお、公職選挙法の改正点等については全国市区選挙管理委員会連合会を通じ総務省に要望しているところです。

また、学習指導要領には、事実を基に多面的・多角的に考察することや、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し、根拠をもって主張するなどの力を育成することが重要とされております。これらの力は、主権者教育によっても大きく育まれるものであり、すべての教科等で主権者教育の視点をもって指導を進めるよう、小中学校へ指導・助言してまいります。模擬投票や選挙出前授業等、現在も行っていますが、今以上に主権者教育のさらなる充実に向けて、選挙管理委員会をはじめ、地域や関係機関、専門家等の方々と連携しながら進めてまいりたいと考えています。

| | |
|--|----------|
| 忠岡町（町長公室総務課） | ※従前と変わらず |
| <p>選挙の投票率向上における取り組みについては、選挙人が投票しやすい環境をつくることが重要であると考えています。期日前投票所は、交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとされていることから、頻繁に人の往来がある施設等に設置することは有効でありますので、期日前投票所は、役場庁舎に設置しており、移動期日投票所についても他自治体の導入事例を参照に設置に向け取り組んでまいります。また、投開票の手法につきましても国の動向や他の団体の動向等も注視しながら対応してまいります。</p> <p>小中学校段階における主権者教育については、高等学校段階での主権者教育につながる基礎基本の定着を図ることを最大の目標に、教養、知識、態度やスキルを教科や特別活動の中で学んでおります。現在、小学校第3学年の役場見学の際には、議場見学もしております。</p> | |

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて <継続> ★重点項目

「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減対策を継続的に実施すること。

また、外食産業をはじめ食品関連事業者に積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大すること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>環境省や大阪府と連携・協力しながら、食品ロス削減に向けた啓発活動等、食品活用・ロス削減に取り組んでいます。具体的には、情報提供のあったチラシの配架やポスターの掲示を行っています。今後も情報提供があり次第、周知に努めてまいります。</p> | |
| 和泉市（環境政策室） | ※従前と変わらず |
| <p>「ごみダイエット作戦」と称して「1. 生ごみの水切り」「2. 紙ごみの分別」「3. 食品ロスを減らそう」の3本柱でごみの減量に取り組んでいます。</p> <p>特に食品ロスの推進のために「①買いすぎない・②作りすぎない・③食べ物を捨てない努力」の3つの簡単で分かりやすい項目を表示して、市民に取り組みをお願いしています。</p> <p>次に、啓発活動として、全世帯に配布している和泉市ごみ分別辞典への掲載、広報紙封入封筒の作成や市ホームページ並びにごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」により啓発を行っています。</p> | |
| 泉大津市（環境課） | ※従前と変わらず |
| <p>食品ロス削減に向けた取り組みとしましては、ホームページやSNSへの掲載のほか、出前講座や環境に関するイベント、食品ロス削減パネル展等において、「3010運動」や「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の周知を図っております。</p> <p>なお、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備や廃棄農作物の有効活用につきましては、今後、先進的事例の調査研究を進めてまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>食品廃棄物や食品ロスの問題は取り組むべき課題の一つと考えております。</p> <p>今年度、食品ロス削減に向けた連携協定を締結し、市内事業者や市民に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>市民・事業者に対する啓発については、環境フェアなどのイベントや出前講座、町会・自治会への回覧物の空きスペースを活用しての啓発記事掲載などのほか、食品廃棄物の実態を把握するためのごみ組成調査を引き続き予定しています。</p> <p>今後も国や大阪府における取組への参画など、啓発等の活動を行ってまいります。</p> | |

| | |
|--|----------|
| 忠岡町（産業住民部生活環境課） | ※従前と変わらず |
| <p>大阪府の推進する食品ロス削減に係る取り組みについては、町広報誌等を通じて啓発・PRを実施しており、また、本町独自の取り組みとして、平成28年度よりごみ減量化の推進を目的に、日常の調理方法で生ごみを減らす方法を紹介する「エコクッキング」を継続して実施しております。</p> <p>今後も引き続き、食品廃棄物の削減のため、住民に向けて広く周知を行うとともに、「エコクッキング」等の取り組みを通じて食品ロスの削減について啓発に努めてまいります。</p> | |

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について <継続>

食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）解決に向け相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。住む場所で取り組みの濃淡がでないよう「フードバンクガイドライン」を地域で活用すること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>本市の社会福祉協議会では、フードバンク事業として市内のスーパーマーケット等と「食材に関する協定」を締結することにより食料品の提供を受け、各地域での子ども食堂運営団体やコミュニティサロン活動団体等に食料品の無償提供等を行っています。</p> | |
| 和泉市（くらしサポート課） | ※従前と変わらず |
| <p>市内のフードバンク活動実施団体について、現時点で把握ができていません（農林水産省ホームページでの活動団体に掲載なし）。</p> <p>大阪いずみ市民生活協同組合と協定を締結し、食糧支援を必要とされる方の支援を行っています。</p> | |
| 泉大津市（福祉政策課） | ※従前と変わらず |
| <p>本市では、食品関連業者と「生き活き食糧支援（泉大津版フードバンク）」に関する協定を締結するとともに、フードドライブの取組も実施しており、賞味期限のせままっているものや外箱の破損等で処分を予定されているもの・廃棄またはリサイクルするものを、生活困窮世帯に配布を行ったり、子ども食堂・子どもの貧困対策等に活用しています。</p> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| <p>フードバンク活動につきましては、岸和田市社会福祉協議会にて実施されているとのことですので、詳細はそちらにご確認ください。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部生活環境課） | ※従前と変わらず |
| <p>関連部署と連携し、地域社会におけるフードバンク活動への理解を深めていけるよう、事業所や住民等への周知を図ってまいります。</p> | |

(3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策） <継続>

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

| | |
|--|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。この相談業務等を通じて契約のルールと責任の啓発に努めてまいります。</p> <p>また、今後も、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成のため、消費者教育を推進するとともに、啓発活動を行ってまいります。</p> <p>カスタマーハラスメント対策について、研究・検討に努めてまいります。</p> | |

| | |
|--|----------|
| 和泉市（くらしサポート課） | ※従前と変わらず |
| 消費生活センターでの相談対応において、消費者庁発行の「対応困難者への相談対応標準マニュアル」に基づき、消費者に対して法的に事業者へ要求できること、要求できないことを説明しています。併せて不当な要求には、消費生活センターとして支援できないことを説明しています。 必要に応じて、啓発活動や消費者教育を実施していきます。 | |
| 泉大津市（人権くらしの相談課） | ※下線部追加 |
| 昨今、カスタマーハラスメントは社会問題として顕在化しており、市としてもその対策の必要性を認識しております。 現在、国等においてもカスタマーハラスメント対策の検討が進められており、市としてもその動向を注視しつつ、適切な対応策を調査研究してまいります。 | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| 現在、大阪府消費生活センターが主催する消費者教育講師派遣制度を市内各校に広く周知するとともに、NHK学校放送を適宜活用して、ネット社会を生きる消費者としてふまえておくべき内容について指導しております。 昭和52年に消費者保護条例を制定、昭和57年に消費生活センターを設置し、消費生活全般にわたる相談業務と市民への啓発活動を行っています。 近年、SNS等をきっかけに発生するトラブルが多様化するなか国民生活センターでは「You Tube」等を媒体にした啓発活動を行っており、本市消費生活センターでも啓発紙の発行や出前講座等の実施とともに、悪徳商法等に関するCDやブルーレイを貸し出すなど、消費者教育に取り組んでいるところです。 | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| 悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策として、倫理的な消費行動をうながすための方策を消費生活相談員や各関係者と検討していくとともに、リーフレットを配架する等の啓発に努めてまいります。 | |

(4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策） <継続>

成人年齢引き下げやICT普及に伴い、若年層の消費者トラブル防止について学校教育現場での啓発活動や支援の拡充に加え、家庭でも消費者教育を学べる教材作成などの対策を講じること。

また、公共交通機関でのトラブル防止、働く者の安心・安全の確保のため、利用者のマナー・モラル向上に対する理解促進を図り「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

警察や公共交通事業者と連携し、駅構内や車内巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

| | |
|--|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| 若年層に対してはパンフレットの配布などを通じて、消費者トラブル防止に向けて引き続き啓発に努めてまいります。 | |
| 和泉市（くらしサポート課） | ※下線部追加 |
| 成年年齢引き下げによる消費者教育について、教育委員会・市内の大学等と引き続き連携し、啓発活動などに取り組みます。 教材についても引き続き作成し、希望する世帯や消費者教育の講座等で配布していきます。 また、スマートフォン・タブレット等の普及に伴う、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生を対象とした消費者教育を行います。 働く者の安心・安全の確保のため、消費者庁発行の「対応困難者への相談対応標準マニュアル」等を活用しながら、公共交通機関を含めた、様々なサービス利用者のマナー・モラル向上を図り、カスタマーハラスメント防止の周知啓発に努めます。 | |

| | |
|---|--------|
| 泉大津市（指導課、市民協働推進課） | ※下線部追加 |
| <p>消費者トラブル・被害の防止に向けた小中学校における取組みにつきましては、家庭科や社会科、総合的な学習の時間などで、公正な取引を実践する仕組みや消費者契約についての基本的な知識・技能の修得に努めており、大阪府消費生活センターからの啓発リーフレット等も活用しながら進めております。</p> <p>さらに、インターネットの普及に伴い、消費生活に必要な情報リテラシー、問題商法の例やその対応の仕方等の指導の充実を図り、一人一台端末の活用についてのきまりを示すとともに、学年に応じた情報モラル教育の授業等を行っております。また、文部科学省や消費者庁のポータルサイト・教材を広く紹介するなど、保護者・地域の理解と協力も得ながら、より良い消費者教育の実践に努めてまいります。</p> <p>本市においては、警察及び市民ボランティアからなる防犯委員会と協働で犯罪防止に向けた街頭啓発運動を実施しております。また、広報、ホームページの掲載に加え、自治会等の掲示板での掲示による犯罪防止の啓発を行うとともに、青色防犯パトロール車における市内巡回を実施しております。併せて、「安全・安心なまちづくり連携活動」では、警察・市のほか関係団体等で組織した「犯罪防止対策委員会」において、一戸一灯運動に取り組むなど、地域住民とともに犯罪防止活動に取り組んでいます。また、これらの活動の一環として、平成27年度より自治会が設置する防犯カメラにかかる費用の一部を助成する制度を創設したことに加え、市においても南海3駅（泉大津、松ノ浜、北助松）周辺への防犯カメラを設置・維持管理を行っています。</p> <p>その他、令和6年9月からは、ながら見守り活動参加者登録制度を新設し、ランニングやウォーキング、通勤・通学時など、日常生活の中で防犯の視点を持ちながら、無理なく地域の見守りや声掛けなどを行う防犯ボランティアへの参加者を募ることで、市民一人ひとりの防犯意識の向上と、安全安心なまちづくりに向けた取組みを進めております。今後も引き続き、犯罪防止に向けた効果的な対策を講じてまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>現在、大阪府消費生活センターが主催する消費者教育講師派遣制度を市内各校に広く周知するとともに、NHK学校放送を適宜活用して、ネット社会を生きる消費者としてふまえておくべき内容について指導しております。昭和52年に消費者保護条例を制定、昭和57年に消費生活センターを設置し、消費生活全般にわたる相談業務と市民への啓発活動を行っています。</p> <p>近年、SNS等をきっかけに発生するトラブルが多様化するなか国民生活センターでは「YouTube」等を媒体にした啓発活動を行っており、本市消費生活センターでも啓発紙の発行や出前講座等の実施とともに、悪徳商法等に関するCDやブルーレイを貸し出すなど、消費者教育に取り組んでいるところです。</p> <p>公共交通機関でのトラブル防止、利用者のマナー・モラル向上については、鉄道事業者が共同で暴力行為防止ポスターの掲出や、鉄道・バス車内に防犯カメラを設置するなど対策が講じられています。駅構内や車内巡回、監視等の防犯体制強化については警察や公共交通事業者が主に取り組む内容かと思われる、連携・協力を努めたいと考えております。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※下線部追加 |
| <p>消費者問題が複雑・多様化しており、若年層においても被害に遭う恐れがあるため、本町におきましては、毎年、義務教育段階の小・中学生に対して、消費生活専門相談員の助言を受け、小中学生が興味を持って学べるような啓発物品を配布しております。また、公共交通の安心安全な利用については、春・秋の交通安全運動期間を通じて警察や公共交通事業者と連携して啓発してまいります。</p> | |

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について <継続>

特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。
高齢者に向けては、従来型のチラシ・ポスターでの周知についても充実させること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>なりすまし等の近年の特殊詐欺の傾向を踏まえて、被害の未然防止に努めております。警察や防犯関係団体と協働し、ポスター掲載や、市の放送設備（防災行政無線屋外スピーカー）を用いた被害防止の注意喚起などに取り組んでいます。</p> | |

| | |
|--|----------|
| 和泉市（危機管理課） | ※下線部追加 |
| <p>特殊詐欺被害の未然防止対策として、和泉防犯協議会と連携を取り、定期的な会議や研修会などを開催するほか、和泉警察署から特殊詐欺被害の手口や防止策の説明を受け、広報紙等で市民に注意喚起を行っています。また、特殊詐欺の犯行の多くは、高齢者宅の固定電話に欺罔電話をかける手口であり、高齢者が欺罔電話に出ることを防止する対策が有効であることから、<u>令和6年度より65歳以上の高齢者世帯に特殊詐欺対策機器の貸与を行っています。</u></p> <p>引き続き、継続して和泉警察署と連携し、新たな手口や形態を把握し、特殊詐欺被害防止に向けた取り組みを実施していきたいと考えています。</p> | |
| 泉大津市（人権くらしの相談課、市民協働推進課） | ※下線部追加 |
| <p>特殊詐欺につきましては、事案を把握した時点で速やかに市ホームページや市公式LINE等を通して情報提供及び注意喚起を行っております。</p> <p>また、<u>本市消費生活センター前のラックにて、常時、特殊詐欺等の消費者トラブルに関するチラシの配架を行っております。</u></p> <p>大阪府下における直近の特殊詐欺被害の状況をみましても、被害に遭われた方の約8割が65歳以上の高齢者となっており、本市としましても、高齢者に対する特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組みが重要であると認識しております。</p> <p>本市では、市長が委嘱する市民ボランティアからなる本市防犯委員会をはじめ、各種防犯関係団体や泉大津警察と連携し、各種防犯活動に取り組んでいます。その一例としましては、特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発物品・啓発用パンフレットの作成・配布、泉大津駅前や市内商業施設などでの啓発キャンペーンの実施、地域での防犯教室の開催支援、大阪府警察が運営する犯罪発生状況等をリアルタイムで知らせる安まちメールや安まちアプリの普及啓発などに取り組んでいます。</p> <p><u>併せて、令和6年9月からは、ながら見守り活動参加者登録制度を新設し、ランニングやウォーキング、通勤・通学時など、日常生活の中で防犯の視点を持ちながら、無理なく地域の見守りや声掛けなどを行う防犯ボランティアへの参加者を募ることで、市民一人ひとりの防犯意識の向上と、安全安心なまちづくりに向けた取り組みを進めております。</u></p> <p>今後も関係機関と協力・連携をしながら高齢者をはじめとする市民の特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| <p>昭和52年に消費者保護条例を制定、昭和57年には消費生活センターを設置し、消費生活全般にわたる相談業務と市民への啓発活動を行っています。</p> <p>センターでは、消費者被害の防止と安全で安心して生活できる社会をめざし、啓発紙の発行や出前講座、講演会の開催などを通して、引き続き消費者教育に取り組むとともに、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後も被害防止と消費者の自立に向けた支援をおこなってまいります。</p> | |
| 忠岡町（町長公室自治防災課） | ※下線部追加 |
| <p>年々巧妙化する特殊詐欺や還付金詐欺による被害を防ぐため、<u>大阪府警察からの安まちメールを受信し、必要に応じ、広報誌や回覧板、ホームページを通じ、被害防止の啓発を行うとともに、本町防犯委員会では一般住民を対象にした防犯講演会を開催する等、住民が犯罪に巻き込まれることのないよう、取り組みを進めております。</u>また、広報誌は幅広い世代に対して有効な情報伝達手段であることから、引き続き広報誌を活用した啓発活動を実施してまいります。</p> | |

(6)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について <継続>

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の主な取り組みの進捗や支援内容を周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況、今後の推進計画などに関して広く共有し、規制見直しなどを含めて必要な支援を強化していくこと。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>本市は、令和3年2月に2050年ゼロカーボンシティ宣言を行い、高石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました。その後、令和4年度には、この計画の目標実現を進めるため、具体的なアクションを定めた高石市地域脱炭素計画を策定いたしました。その中で、当該計画で定めた、脱炭素燃料の追及やごみ処理と地域新電力に関する取り組みなど、6つの具体的施策について事業実施に向けた検討を進めているところです。</p> <p>今後とも、大阪府や事業者等と連携・協力し、住民の皆様等需要側の行動を促す意識喚起等周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。</p> | |
| 和泉市（環境政策室） | ※下線部追加 |
| <p>2050年にカーボンニュートラルを実現するため、本市の地域特性を踏まえた目標や脱炭素戦略メニュー、また、ゼロカーボンシティ実現に向けた道筋を示した「和泉市地域脱炭素戦略」を令和6年3月に策定し、現在、取り組みを進めています。加えて、本戦略は市ホームページで公表し、広く周知に努めています。今後も本戦略に基づき、大阪府や産業界、教育機関の関係者等と協働して、市域の脱炭素化を推進していきます。</p> | |
| 泉大津市（環境課） | ※従前と変わらず |
| <p>本市においては、令和2年6月に「泉大津市ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年までに市内のCO₂排出量を実質ゼロにすることをめざしております。</p> <p>現在、大阪府と連携した地球温暖化対策の取組みとして、市民に対し太陽光パネルの共同購入の案内を行うなど啓発事業を実施しているところです。事業者に対しても、省エネ・脱炭素経営支援に関するセミナーを開催するなど、脱炭素化への周知・啓発等に努めております。</p> <p>なお、本市においても、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にあたる泉大津市地球温暖化対策地域推進計画を令和5年3月に策定し、取組を進めているところです。</p> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| <p>2021年7月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け取り組んでおります。今後も広報や公式サイト、チラシ・ポスター等の媒体、各種のイベント等を活用し、市民・事業者の行動を促す意識喚起の取り組みを進めてまいります。大阪府とは、各種協議会などを通じて連携しており、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で示された取組項目について、本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と合わせて周知を行ってまいります。</p> <p>グリーン成長戦略に関して、特段、産業界との情報交換・意見交換の場は設けておりませんが、引き続き国の動向を注視し、市として必要な支援を検討してまいります。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部生活環境課） | ※従前と変わらず |
| <p>本町では、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」を策定し、大阪府の取組みと連携して住民・事業者への周知を実施しております。</p> | |

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について <継続>

再生可能エネルギーの導入促進のため、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図ること。再生可能エネルギーの効率的な利用のため、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

| | |
|--|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>脱炭素社会構築に向け、有効かつ効率的な施策について地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を念頭に、市民・事業者の再生可能エネルギーの導入促進を推進していきたいと考えております。</p> | |
| 和泉市（環境政策室） | ※下線部追加 |
| <p>令和6年3月に策定した「和泉市地域脱炭素戦略」において、本市域における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて検討を行った結果、本市では太陽光発電設備の導入を重点的に進めていくこととしています。国の交付金を活用した再生可能エネルギーの導入促進に係る取組等について、引き続き実施していきます。</p> | |

| | |
|--|----------|
| 泉大津市（環境課） | ※従前と変わらず |
| <p>本市では、再生可能エネルギーの導入促進にむけ、地域環境基金を活用し、住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、補助金を交付しております。</p> <p>限られた予算の中での事業実施ですので、調査コスト・開発リスクに対する補助金を充実することについては、難しいかと思いますが、再生可能エネルギーを効率的に利用するための技術開発やスマートグリッドの構築は、今後の脱炭素社会の構築に向けて社会全体で推進していく必要があるものと考えております。今後も、2050年CO₂排出量実質ゼロの実現に向けて、本市に関係している全ての市民・事業者等と相互に連携・協働して脱炭素社会の構築に向けた取組みを推進していきます。</p> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| <p>再生可能エネルギーの導入促進については、国の動向を注視していきます。現段階で調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の導入は検討しておりません。なお、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金要綱に基づき、住民・町会等が住居・町会館等に太陽光発電モジュール及びHEMS、あるいは太陽光発電モジュール及び蓄電池を設置する際に補助金を交付しております。</p> <p>高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみの構築については、国や府の動向を注視し、情報収集してまいります。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部生活環境課） | ※従前と変わらず |
| <p>環境省より発表されている「自治体排出量カルテ」等の統計データを調査分析するとともに、国からの脱炭素に係る交付金等を勘案し、施策の実現可能性について調査、研究してまいります。</p> | |

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について <継続>

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>本市では、エレベーター等を整備する鉄道事業者等に対し、高石市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱により財政支援を行っており、平成28年度のJR東羽衣駅バリアフリー化工事、平成30年度のJR富木駅改良工事、令和4～5年度の南海高師浜線伽羅橋駅及び高師浜駅のバリアフリー化工事に対して、同要綱によりそれぞれ財政支援を行いました。引き続き鉄道事業者等と連携して、バリアフリー化や安全対策の充実を図るとともに、<u>今後実施する駅周辺整備事業において、福祉車両等の寄り付き方法等について検討してまいります。</u></p> | |
| 和泉市（都市政策室、福祉総務課） | ※下線部追加 |
| <p>本市では、平成23年度に鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化設備整備事業（エレベーターやエスカレーター、スロープ、転落防止柵等）に対する補助金交付要綱を制定しています。</p> <p><u>バス停の整備については、設置場所での利用や道路形状等含め、運行事業者と連携を図り、バリアフリーの整備促進に努めていきます。</u></p> <p>高齢者や障がい者のみならず、多様性についての理解を目的に、周知啓発等に取り組んでいます。</p> | |
| 泉大津市（土木課） | ※従前と変わらず |
| <p>市民が安心して公共交通機関を利用できるよう、公共交通事業者と交通環境についての情報を共有し、公共交通機関のバリアフリー化促進と安全対策の充実を努めてまいります。</p> | |

| | |
|---|----------|
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>鉄道駅舎バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化の促進のため、財政支援を行っております。</p> <p>バス停については道路幅員や道路環境等により一律の整備が難しいと考えており、心のバリアフリーの取組みも含め他の自治体での導入事例等について調査・研究を進めてまいります。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| <p>本町においては、鉄道駅が高架化されていないためエレベーター等の財政支援措置は必要ないと考えております。</p> | |

(2) 安全対策の向上に向けて <継続>

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、固定資産税の軽減特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>本市では、エレベーター等を整備する鉄道事業者等に対し、高石市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱により財政支援を行っており、これまでも平成 28 年度の J R 東羽衣駅バリアフリー化工事、平成 30 年度の J R 富木駅改良工事、令和 4~5 年度の南海高師浜線伽羅橋駅及び高師浜駅のバリアフリー化工事に対して、同要綱によりそれぞれ財政支援を講じてきたところです。</p> | |
| 和泉市（都市政策室、税務室） | ※従前と変わらず |
| <p>和泉市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱に基づき、直近では、令和 6 年度に和泉中央駅ホームドアの設置工事が完了したところであり、今後とも交通事業者と連携を図り、バリアフリー化の推進に努めていきます。</p> <p>鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する固定資産税の軽減特例措置についてのさらなる延長等については、国の通知等に基づき、適切に軽減を実施しています。引き続き、国の通知等の動向を注視しながら適切に対応してまいります。</p> | |
| 泉大津市（土木課） | ※従前と変わらず |
| <p>市民が安心して公共交通機関を利用できるよう、公共交通事業者と交通環境についての情報を共有し、公共交通機関のバリアフリー化促進と安全対策の充実に努めてまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>ホームドア等の設置については、鉄道事業者が順次計画的に整備を進めていくと認識しております。</p> <p>また市ではホームドア等の設置について鉄道駅舎バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱に基づき支援が可能です。</p> <p>固定資産税の軽減特例措置については、国が当初の期限から 2 年間延長されており、こうした税制優遇措置等について国に要望してまいります。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| <p>ホームドア等の財政支援措置及び「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支える仕組み」の方策については近隣市の動向を注視してまいります。</p> | |

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について <新規>

運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。

(回答)

| |
|--|
| 高石市 |
| <p>高石市開発指導要綱等において、開発区域内での配送、荷さばき等のための駐車スペースの確保に関する規定を設けており、今後も継続して交通・駐車環境の改善に努めてまいります。</p> |

| |
|---|
| 和泉市（土木維持管理室） |
| 道路上における集配車両用のスペース設置は、道路を通行する車両や自転車への影響や沿道の利用状況などを考慮した上で検討する必要があることから、地元住民及び警察などの関係各機関と協議・調整を行う必要があります。今後、駅前や市街地で道路改良を行う際には、周辺の道路状況を踏まえ、集配車両用のスペース確保を必要に応じて検討していきます。 |
| 泉大津市（土木課） |
| 集配や荷捌き、大型貨物・自動運搬車両等の積み下ろし作業などに係る空間の創出については、交通安全確保に十分配慮しながら、大阪府及び関係機関と検討してまいります。 |
| 岸和田市 |
| 優先すべき課題として、都市計画道路整備・改善に至っていないところも多く残され、また、これまでの整備された社会インフラの維持管理に苦慮している状況であることから、現時点では、推進することが困難な状況にあります。今後必要に応じ、検討ならびに、大阪府や関連事業者との調整を図ってまいります。 |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） |
| 町域的観点から、駐車場のみの敷地確保は困難と考えております。 |

（4）自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について <継続>

事故防止のため、自転車専用レーンの整備を行うこと。

自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の運転者への取締り強化や、購入時講習の実施など、法令遵守・マナー向上に向けて周知・徹底を図ること。また、2023年4月以降、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を検討すること。

インバウンドを含めた外国人への交通ルール・マナーの理解促進のため、レンタル事業者等に対し指導を実施すること。

（回答）

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 自転車専用レーンの整備については、本市自転車ネットワーク計画に基づき、計画的に整備を進めております。今後も引き続き自転車レーン整備延伸に努めてまいります。 | |
| また、自転車ヘルメット購入費用の補助制度につきましては、これまでも実施しているところですが、さらに令和5年5月22日より補助制度の拡充を行ったことで、補助申請者数も増加している状況です。今後も引き続き高石警察署と連携し市民への周知等に取り組んでまいります。 | |
| 和泉市（都市政策室、産業振興室） | ※下線部追加 |
| 自転車専用レーンについては、 <u>安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワークを構築する路線を選定し、その路線の整備形態を示した計画策定に引き続き取り組んでいきます。</u> 交通安全教育指導員を育成し、自転車の安全利用に関する交通安全教室を実施するなど交通安全対策に積極的に取り組んでいます。 | |
| また、平成22年度より、ヘルメット着用を保護者に意識づけるため、幼児用ヘルメット購入助成金を創設し、購入時の負担軽減を図るとともに、ヘルメット着用の普及に努めています。 | |
| <u>レンタルサイクルの外国人の利用状況（実績）について注視し、発要に応じて交通ルール・マナーの理解促進のための施策について検討し、レンタルサイクル事業者に指導して参ります。</u> | |
| 泉大津市（土木課） | ※従前と変わらず |
| 自転車等の交通ルールを順守するため、春・秋の交通安全運動を通じ、市内の小・中・高校、また高齢者に向けて交通安全教室を実施しており、自転車の乗り方・交通ルールについての指導を行っております。また、自転車通行空間の整備については、平成27年度に策定した「自転車ネットワーク整備計画」に基づき、順次整備を行っております。ヘルメット購入費用助成事業については、小学6年生以下の児童、もしくは、65歳以上の高齢者を対象にヘルメット購入金額の1/2額（上限額あり）の助成を行っております。 | |
| 今後も、広報紙やホームページで交通マナー向上に関する記事を掲載するなど引き続き、泉大津警察署や泉大津交通安全協会等関係機関と連携・協力し、周知・徹底を図り、事故防止に努めてまいります。 | |

| | |
|--|----------|
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>岸和田市自転車活用推進計画ならびに岸和田市自転車ネットワーク整備計画に基づき、車道混在型自転車レーン等の整備を順次進めていく予定としています。周知については、小学校等で開催している交通安全教室や全国交通安全運動期間中に行う交通安全行事などで、令和6年度のヘルメット購入補助制度をPRしながら、広く市民に自転車の交通マナーを含めた交通安全の啓発に努めています。</p> <p>また、自転車レンタル事業においても、ヘルメットをセットにして、啓発を図っているところです。今後も、関係機関と協力の上、自転車の交通マナーを含めた交通安全の周知及び交通安全施策の実施に努めてまいります。</p> | |
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| <p>自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底については必要に応じて警察に要請するとともに、取り締まりの強化についても依頼してまいります。また、本町は平成29年度から子どもと高齢者に対して、自転車用ヘルメット購入費補助金制度を実施しております。</p> | |

(5) 子どもの安心・安全の確保について <継続>

保育中・通園中の子どもや保育士の交通事故を防止するため、保育施設周辺への「キッズ・ゾーン」設置に向け関係機関の意向を把握すること。危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため危険箇所から優先してガードレール未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所への必要なメンテナンスも行うこと。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、府や国への要請を行うこと。

（現在、キッズ・ゾーンは東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められており、泉佐野市でもモデル園が指定されている。）

（回答）

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>保育施設周辺の安全点検、危険箇所の総点検につきましては、関係機関と連携をしながら実施しており、その中で改善が必要と認められた場所につきましては、安全対策を講じております。</p> <p>ガードレール等の設置についても、今後関係機関と協議をしていきながら対応を検討するとともに、関係機関と連携のうえ、運転手にも周知・啓発に努めてまいります。</p> | |
| 和泉市（土木維持管理室） | ※下線部追加 |
| <p>和泉市通学路等交通安全対策推進連絡会を年3回開催し、通学路やお散歩コースについて小学校・中学校・保育園等から危険箇所について要望をいただき、連絡会の中で精査して、必要に応じてグリーンベルト・バリカー・防護柵・カーブミラー・路面標示などの設置をしており、「キッズ・ゾーン」の設置についても関係機関と協議を進めていきます。</p> <p>また、道路上の白線、交通上の注意喚起をする看板、カーブミラー等は和泉市シルバー人材センターに委託してパトロールを実施し、必要に応じて維持補修しています。</p> | |
| 泉大津市（こども育成課） | ※従前と変わらず |
| <p>キッズゾーン設置の候補箇所の選定については、関係部局と協議の上、他市等の状況を勘案しながら検討してまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>園外保育等の移動中における事故防止のため、交通地域の警察署や道路管理者も入った「岸和田市通学路安全推進会議」を通じて、安全な経路の選定や交通安全教室の実施等、事故防止の取組みを実施してまいります。</p> <p>今後も危険箇所等の安全対策については、継続して関係機関と対応を協議してまいります。</p> <p>毎年、<u>学校・園・所からの意見を聞きながら</u>、教育委員会、警察及び道路管理者等の関係機関と合同で、通学路や散歩等の園外活動コースの点検を実施し、必要なメンテナンスや危険箇所の解消に努めています。引き続き、合同点検及び必要な安全対策の実施に努めてまいります。路面等の表示についても、<u>関係者と意見交換を行い、関係機関に要望等行っており、引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう取り組んでまいります。</u>運転手への周知については、全国交通安全運動期間中に行う交通安全行事等において、警察等の関係機関と協力し、広く周知できるよう努めてまいります。</p> | |

| | |
|---|----------|
| 忠岡町（産業住民部産業建築課） | ※従前と変わらず |
| <p>忠岡町交通安全プログラムにおいて保育所（園）関係者及び関係部署との意見交換を踏まえ「キッズゾーン」の必要性を協議し、また、自動車、バイク、自転車等の運転手には交通安全運動等を通じて注意を呼び掛ける啓発を実施してまいります。また、交通安全設備の設置に関しては、同プログラムにおいて危険度や施行内容を協議し、対応してまいります。</p> | |

(6) 防災・減災対策の充実・徹底について <継続> ★重点項目

共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。災害発生時の情報提供ツールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、市民へ直接情報発信可能な「大阪防災アプリ」「おおさか防災ネット」等の利用を促進すること。

災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化ができるよう取り組むこと。

地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

(回答)

| | |
|---|--------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>令和3年6月に「高石市総合防災マップ」を作成し、住民への配布や説明会を実施しており、また令和4年1月に大阪府が公表した王子川浸水想定区域図を受け、令和4年11月に内水洪水ハザードマップ（追補版）を作成のうえ、住民への配布や広報紙への掲載など実施致しました。本年も引き続き高石市総合防災マップの周知に努めております。</p> <p>併せて、防災シンポジウムや防災まちづくり勉強会の開催、各自主防災組織の要請により地域の防災訓練への協力や出前講座を実施しております。また、毎年11月に実施している高石市地震・津波総合避難訓練では、自治会、自主防災組織、学生、福祉事業所、企業などに参加いただき、地震発生及び大津波警報発令を想定した避難訓練を実施してまいりました。<u>今年度の高石市総合防災訓練では今までの訓練に参加できなかった子育て世代や現役世代にも参加しやすいように工夫し、新たな視点での防災訓練を行いました。</u>災害時における情報伝達については、高石市総合防災マップにも掲載しており、一種の情報伝達手段に頼るのではなく、様々な経路による情報取得を啓発しています。また市ホームページにおいては、災害時にはトップページに特設枠を設け、市が発出する情報や関係機関へのリンクなどを一元化することにより、情報を入手しやすくすることとしています。なお、おおさか防災ネットにつきましても一つの情報取得手段として高石市総合防災マップにも掲載し、登録を啓発しており、本市を登録している者は現在約2千名となっております。また市公式LINEでも防災関連情報をお伝えしており、現在約1万5千名にご登録頂いており、今後も登録者数増加のため、普及・啓発に努めて参りたいと考えております。</p> <p>避難所の環境整備については、避難所となる各小中学校の空調整備を令和2年度に実施しています。また、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づき、備蓄品の確保も進めています。医療体制を整備・強化については、高石医師会や高石薬剤師会と協定締結しており、今後も整備・強化に取り組んでいます。また、感染症対策に関する計画としては、国・大阪府の防災計画を踏まえ、本市地域防災計画を令和3年3月に改訂しております。また、新型コロナウイルス感染症対応等を踏まえ、令和5年4月に避難所開設運営マニュアル（解説編）の修正も実施しております。</p> <p>避難行動要支援者名簿につきましては、福祉部門と危機管理部門が協力、連携し、活用や体制の整備を行っており、今後も適宜更新を図ってまいります。</p> <p>災害時には、地域における防災の担い手となる本市消防団と自主防災組織との連携が重要であることから、今年度、消防団と自主防災組織の連携を進める取り組みを進めるとともに、消防団活動の周知を実施しております。なお、防災士についての取組としてましては、大阪公立大学と大阪府が連携し実施された大阪府民を対象とした防災士養成講座について、本市も周知啓発を実施致しました。また同様に大阪府民を対象とした和歌山大学と大阪府が連携した防災士養成講座につきましても啓発を行っております。</p> | |

| | |
|--|--------|
| 和泉市（危機管理課、福祉総務課） | ※下線部追加 |
| <p>市民への「おおさか防災ネット」等の登録促進については、町会等へ配布している防災ガイドマップに情報リンク（二次元コード）を記載し促進に努めています。</p> <p><u>災害用トイレなどの備蓄・衛生設備の充実等については、これまでの発生した災害を踏まえ、新たな備蓄品を購入するなど整備を進めていきます。</u></p> <p>「避難行動要支援者名簿」の更新については、本市関係部局主導の元、連携のうえ取り組んでいます。</p> <p><u>また、和泉市の特性も加えた防災知識の習得ができるよう、防災士に代わる「防災リーダー」の育成を行ってきました。引き続き、防災士資格取得補助ではなく、和泉市の特性も加えた防災リーダー養成講座やフォローアップ研修を行っていきます。</u></p> <p><u>避難行動要支援者支援事業について、避難行動要支援者の対象となる人への登録勧奨、既に登録されている人に対して身体状況等の状況を確認する現況届の送付を行うなど、避難行動要支援者名簿を最新の情報に更新するための取り組みを行っています。また、市内福祉施設ないし支援学校及び宿泊施設を福祉避難所として使用できるよう、指定あるいは協定の締結を進めていきます。</u></p> | |
| 泉大津市（危機管理課） | ※下線部追加 |
| <p>（市民の自助・共助意識の向上）</p> <p>市民一人一人の自助・共助意識を高めるため、「総合防災マップ」を全戸配布し、自治会などを対象とした防災出前講座で紹介しています。また、1月17日を「泉大津市家族防災会議の日」と定め、家族で参加できるオンライン型防災イベントを開催しています。<u>令和6年度は12月28日にオンライン型防災イベントを開催したところです。</u></p> <p>（ホームページと情報提供ツールの活用）</p> <p>ホームページは、大規模災害発生時の情報提供ツールとして特設ページを設けるなどの対応を行います。<u>また、「大阪防災アプリ」や「おおさか防災ネット」の利用促進についても、防災出前講座や防災イベント等でチラシを配布し、広く周知を図っています。</u></p> <p>（備蓄・衛生設備の充実）</p> <p><u>災害用トイレとして、自動ラップ式トイレを120台備蓄し、避難所の環境改善に努めています。また、防災出前講座や防災イベントで携帯トイレをノベルティとして配布し、家庭での備えを呼び掛けています。</u></p> <p>（災害弱者への支援強化）</p> <p>避難行動要支援者名簿を毎年度更新し、地域の支援者に提供しています。福祉部局や地域の支援者と連携し、災害時の被害減少を目指します。</p> <p>（防災士資格の取得促進）</p> <p>防災士資格取得費用を「自主防災組織活動支援補助金」の対象としています。また、災害ボランティアセンターに登録されている女性ボランティアの方たちと防災出前講座や防災イベントを実施しています。防災士資格の有無に関わらず、防災への女性参画を重要視し、今後も注力していきます。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>啓発活動について、市内各地で出前講座等を実施し、その地域での災害リスクを理解してもらうとともに、災害に対する事前の備えや自助・共助の重要性を引き続き、啓発していきます。</p> <p>災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、災害発生時に危険性を連想させる「赤」を基調としたデザインの「災害時モード」に切り替える運用を行っており、今後も分類やタイトル、内容等を見やすくわかりやすいよう努めていきます。<u>また、「大阪防災アプリ」「おおさか防災ネット」等の市民へ直接情報発信可能なツールの登録を市のホームページ等で引き続き、周知していきます。</u></p> <p><u>避難所の環境整備について、発災直後から携帯トイレ（便袋・凝固剤）、簡易トイレ及び組立式トイレなどを活用し、避難者が安心して使用できる快適なトイレ環境を確保できるよう、施設管理者と連携しながら進めていきます。</u></p> <p>避難行動要支援者名簿について、毎年更新を行い、町会・自治会、民生委員・児童委員、消防本部、地区福祉委員会等へ配布し、日頃からの声かけ、見守り、避難訓練等に活用してもらうよう周知しています。また、地域防災力向上のため、総合防災訓練のほか、防災福祉コミュニティ等各地域で行われる防災訓練についても広く周知し、多くの参加を呼びかけています。</p> | |

防災士取得の促進について、防災士育成講座の開催情報などを市のホームページ等で引き続き、広く周知していきます。

忠岡町（町長公室自治防災課）

※下線部追加

本町では、毎年、複数の自主防災組織に避難訓練の実施を呼び掛けており、訓練実施時にはハザードマップ及び防災マニュアルを包含した「総合防災マップ」を活用し、防災に関する事項や情報収集の方法などを周知する出前講座を実施しております。本町ホームページについては、重要な情報提供ツールであることから、災害発生時には特設ページを設ける等の対応を行うとともに、LINE等のSNSを活用した情報提供も行ってまいります。防災資機材については、災害用トイレなどの備蓄を進めており、来年度には、教育委員会において、指定避難所である全小中学校の体育館に空調設備が整備される予定です。

また、令和6年度中に避難行動要支援者支援システムを導入し、災害弱者の支援強化ができるよう取り組む予定で、来年度予算要求において、防災士の資格取得補助金を計上し、資格取得助成についても取り組む予定であります。

(7) 地震発生時における初期初動体制について <継続>

各自治体において有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生時には勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携を近隣自治体に働きかけること。企業との合同防災訓練や、一時滞在施設として備蓄を要請するなど、企業の大規模災害時への対策を強化すること。

(回答)

高石市

※従前と変わらず

災害等の緊急時の対応については、引き続き人員体制を確保してまいります。

大規模発生初期においては、交通機関の被害などにより、自治体職員の参集、派遣が迅速に行えないことも想定されます。本市においては、災害発生時の指定避難所等担当者を市内または近隣居住者を指名して体制確保するとともに、住民に対しては、自助と共助で初動を行えるよう啓発と訓練を重ねております。

また、職員の自宅から最寄りの自治体へ出勤する仕組みはございませんが、周辺市とは、職員の応援を含む災害相互応援協定についても実効性を高めるべく意見交換を行っております。また高石市業務継続計画を平成30年3月に策定しております。災害発生時には、社会福祉協議会と連携し災害ボランティアセンターを設置し、迅速にボランティアを受け入れる体制をとるよう地域防災計画に定めております。

和泉市（危機管理課）

※従前と変わらず

災害発生時の人員確保に関しては、令和元年度に受援計画を策定し、大阪府や関西広域連合等からの職員の受援体制整備を構築しました。

また、近隣市町との連携については、災害時相互応援協定を締結しており、平時から他機関との会議（リモート会議含む）等、あらゆる機会を捉え、対応方針等の情報共有を図っています。

企業への対策強化については、関係部局と出前講座を開催し、啓発周知に取り組んでいます。

泉大津市（危機管理課）

※下線部追加

（人員体制の確保）

大規模な地震が発生した場合、市民の安全と安心を守るためには、迅速かつ適切な初動対応が重要です。本市では「業務継続計画（BCP）」を策定し、庁舎や職員が被災しても行政機能を維持できるよう優先業務を選定しています。また、外部からの応援を円滑に受け入れるため、受援計画も作成しています。その上で、緊急時に十分な初動対応が取れるよう人員体制を確保するため、全職員が参加する大規模な防災訓練を開催し、その実効性を検証しています。

（企業との合同防災訓練）

企業との合同防災訓練として、11月4日に災害協定を締結している多数の企業に参加いただき、大規模な防災訓練イベントを実施しました。令和7年1月に、市内のホテルや育児・食品・衛生用品メーカーなどと連携し、妊産婦を対象にした「乳幼児・妊産婦避難所お泊り体験会」も実施したところです。

(一時滞在施設の確保)

災害時の帰宅困難者対策として、一時滞在施設を確保するため、令和6年8月に市内ホテルと協定を締結し、開設訓練も実施しました。今後も企業と連携し、大規模災害時の対策を強化してまいります。

岸和田市

※下線部追加

大規模災害が発生した場合、被災した自治体のみで応急対策を担うのは困難であることが過去の大規模災害の例でも明らかであり、他の自治体からの応援を円滑に受け入れ、速やかに連携協力して応急対策に当たる体制の構築が重要です。

災害発生時の出勤先について、近隣市町との詳細な取り決め等はありませんが、泉南ブロック自治体として相互訓練、研修、課題協議等を通じて平常時から関係強化を図り、今後も、広域的な対応ができるよう協力関係を深めていきます。

企業の大規模災害時への対策強化について、企業が開催する防災訓練への参加要請などに対して積極的に職員を派遣し、企業と連携を図ってまいります。

忠岡町 (町長公室自治防災課)

※従前と変わらず

地震発生時における初動体制の重要性は認識しており、大規模地震発生時では道路の遮断や交通機関の不通等も想定されることから、職員に対しては平時から複数の登庁ルートを確認するよう通知を行う等、人員体制の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

また、非常事態時における近隣自治体との連携については、引き続き、今後においても定期的な会議等において意見交換を行い、本町のような小規模市町村では職員数も限られ、行政のみで応急対策を担うには限界があることから、自主防災組織・住民・事業者の参加型訓練を実施する等、地域の防災力向上につながる取り組みを検討いたします。

また、災害ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会と協定を締結しており、平時から情報交換を行う等の関係構築を保ってまいります。

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について ★重点項目

①災害危険箇所の見直しについて <継続>

災害未然防止のため斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であり、すでに整備済みであっても、危険度が高い地域の未然防止の観点から日頃の点検や対策を講じること。

また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

(回答)

高石市

※従前と変わらず

本市においては、落石・崩壊・地すべり・土石流・盛土・擁壁・橋梁洗掘等の危険箇所はありませんが、道路や公園における植樹の倒木対策などの維持管理を行い、暴風への対策を行ってまいります。

また、水路・河川付近の道路や地下道における冠水対策を行って参ります。

和泉市 (危機管理課、都市整備室、産業振興室)

※下線部追加

災害危険箇所については、大阪府、市関係部局と連携し、対策を講じています。

土砂災害警戒区域等指定区域内の斜面および府管理河川については毎年大阪府と市関連部署合同でパトロールをおこなっています。また、市管理河川においては令和6年度より河川巡視点検業務を実施しており、点検の結果、影響度の高いと判定された箇所は令和7年度以降の予算措置をおこない、順次維持補修を進めていきます。

大阪府と市で、毎年ため池点検を実施しており、不備が見つかったため池については補助メニュー等の活用をおこないながら、対策を講じています。

また、「森林整備に係る実施計画」に基づき、集落周辺の森林については、民家等への倒木の危険があるため、市が発注する森林整備事業により計画的に間伐を行っています。

泉大津市 (危機管理課)

※下線部追加

本市には山間部がないため土砂災害の危険性はありませんが、大雨による洪水や河川堤防の決壊の可能性は否めません。

また、従来のハード整備だけでなく、緑地の増設や保水力の向上などの対策も重要と考えています。関係機関と引き続き連携し、これらの災害対策を強化してまいります。

| | |
|---|----------|
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| <p>土砂災害防止の観点では、大阪府の「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を推進するとともに、豪雨水害防止のため本市の管理河川・水路（法定外公共物）の改修を進めます。</p> <p>本市下水道事業における雨水対策、下水道事業計画により雨水管渠整備及び下水ポンプ場を設置し、定期的に施設の点検、清掃、修繕及び老朽化による施設の改築更新を行い、機能保全に努めています。また、本年度は内水はん濫ハザードマップの更新に取り組んでいます。</p> <p>森林整備等の維持管理については、森林の有する山地災害防止機能や、水源のかん養機能等の多面的機能が発揮できるように森林経営計画を作成し、計画に基づき森林の路網整備や間伐作業を順次行っています。また、大阪府が平成28年4月から開始している森林環境税による取組を利用し、危険溪流の流木対策や、森林保全対策を実施していきます。さらに、平成31年4月より森林経営管理法が制定され、国の森林環境譲与税、森林環境税により、森林経営計画外の森林についても、必要に応じて今後、整備や間伐等を行っていく予定です。</p> | |
| 忠岡町（町長公室自治防災課） | ※従前と変わらず |
| <p>全国各地で毎年大規模な風水害が発生しており、本町におきましては河川の氾濫防止対策として川床の浚渫等について大阪府に要請するとともに、大阪府と合同での河川巡視を行う等、引き続き災害の未然防止に向けた対策を講じてまいります。</p> | |

②防災意識向上について <継続>

必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い日頃の防災意識が高まるよう継続した情報提供に取り組むこと。また、安全確保の観点から、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、事業活動を休止する基準や仕組みの周知・理解促進を図ること。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| <p>平成27年の水防法の改正により、想定最大規模の各種水害に基づく浸水想定区域図が公表されたことを受け、これらをもとに高石市のハザードマップを作成し、令和3年7月には啓発資料等を合わせた高石市総合防災マップの各戸配布を行ったところ。本防災マップでは、令和3年の災害対策基本法の改正内容も反映し、市民の防災意識の向上に取り組んでいます。</p> <p>また、令和4年1月に大阪府が公表した王子川の浸水想定区域図を反映した洪水内水ハザードマップ（追補版）を令和4年11月に作成し、同様に住民への配布等、普及啓発実施しております。今後も、各種浸水想定区域図が更新された際等には、必要に応じて、ハザードマップの更新を図ってまいります。</p> <p>災害に関連する情報については、気象庁（気象情報等）、大阪府（河川情報等）、市町村（避難情報等）の各機関が随時提供しており、市民が遅滞なく適切な行動をとれるように、引き続き、適確な情報提供に努めてまいります。</p> | |
| 和泉市（危機管理課） | ※従前と変わらず |
| <p>大阪府や関係部局と連携し、ハザードマップについて定期的に見直しをしており、市民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図るため、平時から出前講座等を行っています。</p> <p>また、災害時には、防災行政無線・ホームページ・各種SNSを活用し、災害情報を周知しています。</p> | |
| 泉大津市（危機管理課） | ※下線部追加 |
| <p>（ハザードマップの見直しと周知）</p> <p>最新の災害想定に基づき、令和4年3月にハザードマップを改訂し、市内全戸に配布しました。また、その周知を兼ねて、市民や事業者を対象に「防災出前講座」を行っています。今後も積極的に、防災出前講座や防災イベントなどで防災啓発に努めてまいります。</p> <p>（事業活動の休止基準の周知）</p> <p><u>安全確保の観点から、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、適宜、必要な情報発信と周知に引き続き努めてまいります。</u></p> | |
| 岸和田市 | ※従前と変わらず |
| <p>ハザードマップについて、各種ハザードマップを1冊にまとめた「総合防災マップ」を令和4年1月に改訂を行い、同年1月から3月にかけて市内全戸・全事業所へ配布しています。</p> | |

引き続き、市外から転入される方に対しても、市役所や市民センターの窓口において希望者に対して配布し周知していきます。また、市内各地での出前講座にてハザードマップを用いた啓発活動を行うことで、日頃からの防災意識が高まるよう引き続き、周知に努めていきます。

災害時において事業活動を休止する基準について、企業が策定する業務継続計画の中で、業種や事業規模など各事業所の特性に応じた柔軟かつ的確な体制が講じられるよう努めていきます。

忠岡町（町長公室自治防災課）

※従前と変わらず

ハザードマップは令和4年3月に改訂し、全戸配布いたしました。引き続き、自主防災組織の訓練実施時には出前講座を行い、地域に及ぼす影響をはじめ、情報収集の手段や迅速な避難行動を呼びかけるなど、住民の防災意識の向上をめざすとともに、大阪府では大規模災害が発生もしくは迫っている際に、学校や仕事等の日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されております。

災害モード宣言が発令された場合は、出勤・通学の抑制検討など、災害に対する意識を持っていただくよう、周知を図ってまいります。

（9）激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み <継続>

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時は、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体がともに責任を持って進めること。

（回答）

高石市

※従前と変わらず

鉄道事業者等の関係機関と連携を図って参りたいと考えております。

自然災害による被災のリスクについては、令和3年7月に配布した高石市総合防災マップ（令和4年11月の内水洪水ハザードマップ追補版含む）において、各種災害における想定最大規模の浸水想定区域を周知しております。

また、大阪府では、大阪府が実施する治水対策に加え、市町村によるまちづくりや住民の避難行動支援、民間の取組など、様々な関係者が主体的に取り組むべき治水対策とロードマップの作成をとりまとめた流域治水プロジェクトを策定（芦田川・王子川水系については、令和4年3月25日策定）しており、本市も泉北流域治水防災連絡協議会に参画し、当該プロジェクトに基づき防災・減災対策を推進しております。

今後も引き続き、関係機関と積極的に連携を図りながら対策を推進してまいります。

和泉市（危機管理課）

※従前と変わらず

災害時、各インフラ事業者と災害時の行動手順を予め確認し、ホットライン等で速やかに情報共有できる体制を構築しています。

泉大津市（危機管理課）

※下線部追加

（鉄道やライフラインの復旧）

鉄道やライフラインが被災した際の復旧については、府および市の防災計画において各事業者がその主体とされています。ただし、市としては適宜適切な支援ができるよう、早期復旧に向けて国や府、事業者と連携しながら適切に対応してまいります。

（一体的・包括的な対応）

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時、復旧を事業者任せにせず、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を行います。関係機関と連携調整し、適切に対処してまいります。

岸和田市

※下線部追加

鉄道や生活関連インフラ設備の被災については、広域的かつ長期的な影響を及ぼすことが想定されるため、平常時からインフラ事業者との協定締結や連携訓練により顔の見える関係を構築し、災害発生時には国及び府とともに早期復旧に向けてインフラ事業者と連携してまいります。

忠岡町（町長公室自治防災課）

※従前と変わらず

公共交通機関やインフラ設備の早期復旧の重要性は認識しているところであり、引き続き、関係事業者との連携構築に向け、取り組んでまいります。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて <継続>

地域実態を調査し、その結果を踏まえバス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

大阪府とも積極的に連携し、「地域公共交通会議」「法定協議会」ではいわゆる交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見も反映すること。

(回答)

| | |
|---|--------------------------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 本市における各施設の徒歩圏人口カバー率はほぼ 100%に近い数値となっています。 | |
| 和泉市 (都市政策室) | ※下線部追加 |
| 交通弱者の支援については、地域公共交通計画に基づき交通事業者の乗務員不足の実情を踏まえて、 <u>自助共助交通を視野に入れた運行支援策を検討していきます。</u> | |
| 泉大津市 (福祉政策課、土木課、地域経済課) | ※下線部変更 (市内 9 か所→市内 8 か所) |
| 高齢者、障がい者、妊産婦及び乳児連れの方などが、無料で利用できる福祉バスを運行しています。福祉施設や病院などを循環しており、利用者にとって欠かせない移動手段となっています。今後も必要に応じ、運行ルートの見直しなどを行ってまいります。 | |
| また、泉大津市社会福祉協議会では、買い物支援として自治会の協力のもと大阪いずみ市民生活協同組合の移動販売車 (コープの買い物便) を誘致しています。毎週金曜日に <u>市内 8 か所</u> で移動販売を実施しています。 | |
| 公共交通による移動手段の確立については、大阪府乗合バス地域協議会を通じて地域幹線系統確保維持・改善に向け努めてまいります。 | |
| また、関係市町村と連携し国や大阪府に対して補助金を求めるなど、既存路線の維持に向けた取り組みを進めてまいります。 | |
| 本市では、移動販売や商業施設に限らず中小企業への支援として、空き店舗を活用した創業者への家賃補助や対象の融資資金に係る利子の一部を補給する制度を実施しております。引き続き、移動販売や中小企業等への支援政策について検討してまいります。 | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| 交通弱者のための持続可能な交通手段の確保については重要であると認識しており、交通政策の分野だけではなく、地域の多様な輸送資源を総動員し、幅広い分野における移動手段の確保に取り組んでまいります。 <u>また、商業振興においても重要と認識しており、今後とも交通弱者を含めた公共交通による移動手段を確保し、商工業の活性化につながる仕組み作りに努めてまいります。</u> | |
| 本市では岸和田市地域公共交通協議会にて大阪府、公募市民、老人クラブ連合会、交通事業者の労働組合等にもご参加いただきご意見を頂く機会を設けております。 | |
| 忠岡町 (産業住民部産業建築課) | ※従前と変わらず |
| 高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児・未就学児等の方々が町内福祉施設等をより利用しやすくするために福祉バスを運行しており、駅や買い物等への交通手段としても利用いただいております。また、令和 6 年 2 月から泉大津市・高石市と広域連携を結び、福祉バスの相互利用として 2 市 1 町の住民が互いの福祉バスを利用いただいております。 | |

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて <継続>

持続可能な上・下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承のため官民連携による相互間研修を導入すること。

水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みに対する支援や、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者への支援を行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。

加えて、民間事業者に水道施設運営権 (コンセッション) を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

| | |
|--|----------|
| 高石市 | ※下線部追加 |
| <p>本市水道事業では、平成 28 年度に「高石市水道事業ビジョン」を策定し、人口減少による給水量の低下や施設の老朽化、人材の確保・育成・技術継承、広域化の検討などの現状・課題・施策を取りまとめました。令和 4 年度にはその事業取組について中間検証を実施し、これらを公表しております。</p> <p>併せて水道事業の持続性の確保に向け、現在、令和 7 年 4 月の大阪広域水道企業団との<u>統合準備を進めております。</u></p> <p>また、下水道事業では「高石市下水道事業経営戦略」の中で、組織体制の課題として人員の適切な配置と職員の技術継承を挙げており、引き続き専門的な知識や技術を有する職員の確保と研修による技術継承に努めてまいります。</p> | |
| 和泉市 （経営総務課） | ※下線部追加 |
| <p>持続可能な上下水道事業の実現や専門性を有する人材の確保・育成、技術継承、水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みの一環として、応急給水訓練・漏水対応・応急復旧訓練などの各種部内訓練の実施や、他の水道事業体等との災害対策訓練合同実施、<u>民間が実施する研修会への参加などを実施しています。</u>また、<u>地域住民と連携した緊急貯水槽訓練の実施など官民連携に努めていますが、市主催による相互間研修については現在のところ予定しておらず、また市が末端給水事業者であることから他事業者に対する支援についても予定していません。</u></p> <p>水道の基盤強化のための施策等、水道事業に関する重要な案件等検討する場合については、地域住民や関係機関等に対して丁寧な対応に努めます。なお、「コンセッション方式による官民連携の仕組み」については検討していません。</p> | |
| 泉大津市 （水道課、下水道課） | ※下線部追加 |
| <p>専門性を有する人材についての取り組みとしましては、日本水道協会、日本下水道協会、大阪広域水道企業団、日本下水道事業団など関係団体が開催する上下水道事業職員対象の各種研修への積極的な参加、上下水道課内での職員間研修による職員のスキルアップをめざすとともに、<u>民間企業が開催する研修会についても、内容を確認の上で活用し、まずは職員の技術向上を図っているところです。</u></p> <p>本市水道事業では、<u>労働環境改善のために、工事監督業務などにおいて大阪市からの技術支援を受けることにより、職員の負担軽減を図るとともに、施設管理等の業務を委託することにより、経営基盤の強化を図っております。</u></p> <p>施策を検討する場合には、正確な情報を適切なタイミングで、ホームページや広報紙において、引き続き、周知を図ってまいります。</p> <p>また、水道法の改正により水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者などに設定は可能ですが、<u>現時点では導入を検討しておりません。</u>今後とも、水の供給責任を果たすため、安全で安定した供給と健全な事業運営に努めてまいります。</p> | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| <p>水道事業については、令和 7 年度から大阪広域水道企業団へ移管されることから、<u>持続可能な水道事業の実現に向け、企業団と緊密に連携しつつ、本市として必要な協力を行っていきます。</u></p> <p>また、下水道事業については、事業継続のため人材確保に努めるとともに、組織力強化のため下水道関連団体などが主催する研修への参加をはじめ、庁内研修や配属先で行う職場内研修・現場指導（OJT）など、各種研修に引き続き取り組みます。</p> <p>現在、コンセッション方式を導入する予定はありませんが、その場合には、サービス水準の確保、料金改定等についての仕組み作りが必要と考えます。</p> | |
| 忠岡町 | ※従前と変わらず |
| <p>大阪府域の水道事業の効率化や運営基盤の強化を目的として、本町水道課は平成 31 年 4 月 1 日に大阪広域水道企業団と統合いたしました。従いまして、水道事業に関する運営方法等については大阪広域水道企業団に一任しておりますが、本町としましても水道事業について引き続き協力してまいります。</p> | |

7. 大阪南地域協議会統一要請

(1) 震災におけるインフラ整備の対応について <新規>

2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」においては、大規模な地殻変動が発生し、それらの原因により、道路網が寸断され救助隊は元より救援物資の輸送また、自治体派遣も容易でない状態となり、ボランティア活動の開始も大幅な遅れが発生する事態となりました。

このような地殻変動は能登半島という特別な地形から発生したとは考えられますが、南海トラフ地震や上町断層による地震等の災害においても発生しないとも限らず、建物の倒壊等の原因による通行不可能道路となる可能性があります。

自治体においては、防災計画が策定され、緊急交通路等が設定されていると考えられますが、そのような状況になった場合の早急な道路復旧等、各自治体としての対応策や予算措置についてお示し頂きたい。

(回答)

| |
|--|
| 高石市 |
| 道路の復旧について、災害時に迅速な対応ができるよう災害に関する協定を締結しており、倒木等障害物除去や車両の移動等を要請することができる体制となっています。 また予算措置については、財政部局と協議の上、早期の復旧を図ってまいりたいと思います。 |
| 和泉市（土木維持管理室） |
| 災害時の組織体制の整備と併せ、市職員による現地確認を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制を図り、大阪府鳳土木事務所および市内建設業者と連絡を密にとることで早急な道路復旧等が実施できる体制を整えています。 また、予算措置については財政部局に被害状況を密に連絡し、現計予算で対応が不可能である場合は予備費の充当や補正予算を検討する等、緊急交通路の機能を十分に発揮できるよう努めていきます。 |
| 泉大津市（危機管理課） |
| 関連部局や関連機関とともに、地域防災計画の策定において、道路管理者の役割を重視しています。具体的には、災害発生時に通行できない道路の情報を迅速に収集し、応急点検を行う体制を整えています。 また、道路上の倒壊物や放置車両の移動が必要な場合に備え、緊急交通路を確保するため、市内の民間建設業者との協力体制を構築しています。令和5年10月には、民間企業と災害時の車両移動に関する協定を締結し、早期に道路を復旧できる体制を整えました。 さらに、必要な予算措置についても計画的に進め、迅速な対応が可能となるよう努めております。 |
| 岸和田市 |
| 緊急交通路等の幹線道路については、発災時でも、極力健全度を維持できるよう適正な時期・範囲において舗装修繕を進めているところです。 しかしながら、地震等の災害により、緊急交通路等が通行不能となった場合には、地元企業と調整・協力のもと早急な復旧対応ができるよう努めてまいります。また、予算措置においても、柔軟な対応を行えるよう財政部局と協議・調整を進めてまいります。 |
| 忠岡町（町長公室自治防災課） |
| 本町においては、被災車両のレッカー移動による道路啓開等の活動等を目的とした災害協定を締結しており、有事の際の緊急交通路の確保を図っております。 |

(2) 各自治体による少子化対策について <新規>

2024年6月に発表された2023年度の「人口動態統計」の概数による合計特殊出生率は、昨年より0.06ポイント低下した1.2となり、少子化が更に進んでいます。また、今後30年間で消滅可能性のある自治体も大阪南地域でも3自治体に増加しました。

この2つの問題は少子化問題に大きく係る数値であることから、各自治体での対策として、定住促進や生産人口獲得のための独自施策や共働き支援、更に保育所における配置基準の変更に伴う対応についてもお示し頂きたい。

(回答)

高石市

これまで、定住人口の増加や生産年齢人口の増加を図ることを課題として、各種施策を展開してきました。これらの取組を継承・発展させるとともに、国の施策と連携を図りながら、「高石市人口ビジョン」で示す施策の方向性と将来展望を踏まえ、次期総合戦略を策定予定です。これからも「地方創生」に向けた取組を進めてまいります。

市内民間園において、1歳児クラスの職員の配置について、公立保育所と同様の配置基準（5対1）にするために保育士を配置する必要な経費を補助しており、多数の園には協力いただいておりますが、今後さらに押し進めてまいります。

和泉市（広報・協働推進室、こども未来室）

令和4年度から、南部地域等への移住者・定住者に、住宅取得費等を対象とした支援金を交付するなど、移住・定住の促進に寄与する支援制度を行っています。今後も引き続き、当該支援制度はもとより、南部地域の魅力を市内外に広く発信しながら、必要な施策について他市事例等を調査研究していきます。見直し後の配置基準による保育に対応できるよう調整をすすめていきます。

泉大津市（こども政策課、子育て応援課、こども育成課）

本市におきましても、第二期いずみおおつ子ども未来プランのもと、少子化対策として、定住促進や生産人口獲得につながるよう、子育てしやすい環境づくりや、様々な子育て支援に取り組んでいるところです。子育てしやすい環境づくりとしては、市民とともに作り上げた緑あふれる公園の新設、駅前の商業施設内への図書館や子育て支援センターの設置などがあります。

また、独自の支援策については、物価高騰への支援策として、子育て応援米の支給や、7か月の乳児を持つ家庭を保健師等の専門職が訪問し育児相談を行うとともに、5万円相当分の育児用品等と交換できるギフトカードをプレゼントする「にこにこベビー訪問」、妊婦に栄養価の高い金芽米を妊娠届出の翌月から出産予定月まで毎月10kgをプレゼントする「マタニティ応援プロジェクト」など、市独自の子育て支援事業に取り組んでいます。

これらの施策は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、子育て世帯が「この街で子どもを産み育てたい」と実感できる環境づくりの基盤となっています。特に、保健師等の専門職による寄り添い型の支援は、子育ての不安解消だけでなく、地域との繋がりを深める機会ともなっており、子育て世代の定住意向の向上に寄与しています。

保育士配置基準引き上げに伴う保育士増員についても、国の動向及び方針を把握し、関係各課と協議してまいります。

岸和田市

本市総合計画「将来ビジョン・岸和田」に基づき、「子育てしやすいまち」のイメージアップをめざして、子育て世代に興味を持ってもらえる情報発信に取り組んでいます。また、幼稚園と保育所の再編、保育士確保に向けた給付金の支給、夏期の臨時学童保育の実施などによる待機児童対策に取り組んでいます。

保育所における配置基準の変更については、「こども未来戦略（令和5年12月）」により示された内容であり、4・5歳児について、30対1から25対1へ（2024年度（令和6年度）から）、1歳児については2025年度（令和7年度）以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるといふものです。

本市では、国の配置基準に則った形で4・5歳児の受入れを25対1で行っています。また1歳児についても、既に5対1での受入れを行っています。

忠岡町（健康福祉部健康づくり課、健康福祉部こども課）

町独自の施策では、妊娠を望む方へ支援の一環として、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部助成を行う不育症治療費助成事業を行っております。また、令和6年8月より子育て支援事業の一環として子育て支援アプリ「ただおか子育てナビ」の運用を開始いたしました。子育て支援アプリでは、妊娠を希望する方から妊娠した方、子育てを行っている方を対象に、予防接種のスケジュール管理やワクチン情報、子育てに関する情報等、必要な人に必要な情報を迅速に届けることが可能であり、子育てを希望する方の住民の負担軽減、利便性向上を図る事ができます。

また、多胎妊娠は、単胎の妊娠に比べ頻回の妊婦健診が必要であり、住民の経済的負担もあることから、令和6年4月より妊婦健診費の一部の追加助成（多胎児オプション）を開始しております。配置基準の変更につきましては保育教諭を確保する必要があることから、人材確保に努めてまいります。

(3) 子ども食堂ネットワークについて <継続・強化>

子ども食堂は、食事を提供する場所のみだけではなく、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しており、現在の社会課題に対する一助となると考えられるため、更なる行政の積極的な関わりが必要であると考えことから、各自治体で担当窓口を明確化し、地域ネットワークへの連携の強化を図って頂きたい。また、実施状況においてや自治体としてのフードドライブへの支援・周知についての考えもお示し頂きたい。

(回答)

| | |
|---|----------|
| 高石市 | ※従前と変わらず |
| 社会福祉協議会では、その取り組みをサポートし、様々な情報や物品提供等を行い、子ども食堂同士のつながる機会も提供しております。 | |
| 和泉市（子育て支援室） | ※下線部追加 |
| こども食堂など14団体の参加のもと「和泉市こどもの居場所交流会」を令和3年度から実施しています。相互理解、実践の交流や助成金やフードドライブなどの情報共有などを目的とし、令和6年末までで通算12回開催し、研修会なども実施し、地域ネットワークへの連携強化に努めています。 | |
| 泉大津市（こども政策課） | ※下線部追加 |
| 本市では、こども食堂を含む居場所事業の担当課が中心となり、教育委員会や福祉部局、関係団体、居場所の各運営者によるネットワーク会議を開催し、情報交換や課題の共有、市が実施する施策の情報提供のほか、居場所の運営やノウハウなどを学ぶ研修などを行っております。 | |
| 加えて、地域のこどもの見守りや援助活動を行っている民生委員児童委員とも連携し、気になる子どもがいればこどもの居場所を案内してもらうなど、地域ネットワークの連携の強化を図っているところです。 | |
| また、本市と社会福祉協議会、市内スーパー等が連携し、フードドライブに取り組み、貧困家庭や子ども食堂の支援につなげております。市では、市民の皆さんに対して、地域で子ども達を支える共助の観点から、家庭で余っている食品や日用品などを持ち込んでいただくよう、フードドライブへの協力を広く呼び掛けています。 | |
| 岸和田市 | ※下線部追加 |
| 岸和田市内で活動する「子ども食堂」に対し、大阪府より発信されている補助金申請の案内、民間企業等からの物資提供の案内など情報提供を行っております。 | |
| なお、フードドライブについては所管部署がございませんので回答を控えさせていただきます。 | |
| 忠岡町（健康福祉部こども課） | ※下線部追加 |
| 本町の子ども食堂は、現在4か所で実施しており、忠岡町社会福祉協議会を中心に子ども食堂間のネットワークを構築しており、それぞれの食堂が民間企業等から支援を受けた食材等の提供を行っております。本町としましては、食の支援として「子ども食堂開設運営費補助金」を創設し、町内において子ども食堂を開設運営しているボランティア団体等に対して補助を行っているところであります。また、教育部局との連携により、一部の子ども食堂開催の際は、子どもの居場所づくりの観点から、子ども食堂実施場所と隣接している本町児童館を開館し、小学校低学年までが利用できる小さい遊具を設置した広場や図書室、自習室を開放しております。 | |
| また、町施設を利用し実施している食堂に対しては、施設利用料等について免除の対応を行っております。フードドライブへの支援・周知については、実際行っている自治体を参考にしながら検討してまいります。 | |

8. 泉州地区協議会独自要請

《高石市》

(1) 臨海工業地帯の防犯について <継続>

高砂1号線の中央分離帯は樹木の剪定を防草シートの活用で視界が広がり交通事故防止に繋がっています。樹木の適切な剪定と定期的なメンテナンスは、犯罪の隠れ家や不備な場所の形成を防ぐために重要です。また、近年、樹木の成長が早く年2回の剪定では安心・安全な歩行者の移動が困難のため、市民が快適に移動できる環境を維持するためにも、歩行者・自転車ルートにおける樹木の剪定実施回数を増やすこと。

(回答)

2024（令和6）年度

高砂地区の市道については、例年夏頃に1回、年度末にもう一度草刈と樹木剪定実施しております。防草シートにつきましては、平成25年度より高砂1号線の交差点部分等、出合頭事故防止、自転車、歩行者の見通しを確保するため重点的に設置しております。

さらに、令和3年度から高砂1号線のグリーンベルト及び中央分離帯において、企業への出入り口付近等、巨木化した高木の伐採を行うなど維持管理に努めております。



2025（令和7）年度

防草シートにつきましては、平成25年度より高砂1号線の交差点部分等、出合頭事故防止、自転車、歩行者の見通しを確保するため重点的に設置しております。

高砂地区の市道については、例年夏頃に1回、年度末にもう一度草刈と樹木剪定実施しており、さらに、令和3年度から高砂1号線のグリーンベルト及び中央分離帯において、企業への出入り口付近等、巨木化した高木の伐採を行うなど維持管理に努めております。剪定回数増加に関しては、財政部局と協議の上、必要な維持管理ができるよう努めてまいります。

(2) 交通渋滞の緩和について <継続>

通勤帰宅時間帯において旧26号線の「高石交差点」で左折車の混雑や信号待ち時間が長くなっており、交通流の滞りや危険な交通事故のリスクが存在しています。左折信号機や時差信号導入により、交通の円滑化と信号待ち時間の短縮を実現できると考えております。交通管理者である警察署と連携して渋滞緩和施策を示すこと。

(回答)

※従前と変わらず

当該要望につきましては、交通管理者である高石警察署にお伝えさせていただいており、高石警察署からは府警本部へ相談していると聞いております。

《和泉市》

(1) 新住居表示の整備について <継続>

現在、旧の住居表示の地域において、救急や消防の事案が発生したときに目的地が分かりにくい、到着に時間がかかっています。また災害時における避難指示に関しても「〇×町」よりも「〇△町〇丁目とした方が避難の必要であることが伝わりやすいと考えられます。住民の意向や要望を踏まえた上で、丁寧な対応と住民との合意が出来次第、新住居表示の整備をすること。

(回答)

※従前と変わらず

(都市政策室)

住居表示は、概ね市街地が形成された地区について、住所の表示を合理的で判りやすいものに改めることで、市民生活の利便性を高めるために実施しています。

今後の住居表示の整備についても、引き続き住民の意向や要望を踏まえた上で、財政面も考慮しながら、その実施時期や実施地区について検討していきます。

(2) 教育施設の老朽設備の環境整備について <継続>

市の公立各種施設では、トイレやフェンスなど設備の老朽化が進んでいると認識しています。特にトイレについては、施設によっては早急に整備が必要な状態であると感じています。子どもの健康や成長の観点からも、利用しやすい環境整備の実行計画や予算編成について示すこと。

(回答)

※従前と変わらず

(学校園管理室)

老朽化状況や緊急度等を勘案のうえ、計画的に改修等を実施します。

(3) 防災情報の周知活動拡大について <継続>

昨今の自然災害による市民の安全への懸念を抱いており、LINEなどのSNSを活用した情報展開に加え、デジタルを活用できない方々への情報伝達の強化が必要と考えます。そこで、町会未加入者やLINE未登録者へ防災ガイドマップを全戸配布するなど防災周知活動を強化すること。

(回答)

2024 (令和6) 年度

市民への情報伝達は、いずみメール・LINE等のSNSを活用し、主要な情報発信手段として運用しています。

デジタルの利用が困難な市民への情報伝達は、屋外に設置している同報系防災行政無線を活用し、内容を聞き逃した場合、電話で再度内容を聴くことが出来るサービスを設けています。

そのような内容は、町会加入者へ全戸配布している防災ガイドマップにも記載して周知を図っています。



2025 (令和7) 年度

(危機管理課)

市民への情報伝達については、いずみメール・LINE等のSNSを活用し、主要な情報発信手段として運用しています。

デジタルの利用が困難な市民については、屋外に設置している防災行政無線を活用し周知し、無線内容を聞き逃した場合は、電話で再度内容を聴くことが出来るサービスを設けています。

また、防災ガイドマップについては、町会等加入者に全戸配布しているほか、市ホームページに防災ガイドマップを掲載し周知を図っています。

(4) 市民の移動手段（公共交通機関）対策について <継続>

市民の移動手段である公共交通機関について、一部の路線で減便などの運行縮小が発生していることを心配しています。市として、今後同様の状況が再発した場合、どのような取り組みを検討しているのか見解を述べること。

また現在、公共交通機関の企業では深刻な人手不足に陥っています。特に赤字路線と呼ばれる路線について、市としての具体的な対応策を示すこと。

(回答)

※従前と変わらず

(都市政策室)

公共交通は、市民にとって、通勤、通学、買物、通院などの日常生活を支える重要な移動手段であり、市としても公共交通を維持していくことは重要であると考えています。

路線の減便、縮小、また、赤字路線等については、運行事業者と協議しながら、それぞれの役割分担を含め、対応していきます。

(5) 交通渋滞の緩和について <新規>

「あゆみ町三丁目南」を含む、テクノステージエリアでは多くの企業が進出し企業活動を行っている一方で、周辺の道路では平日・休日に関わらず大きな渋滞が発生しています。周辺市民に大きな影響をあたえないよう渋滞緩和施策を示すこと。

(回答)

(都市整備室)

あゆみ野三丁目南交差点については府道春木岸和田線と市道唐国久井線との交差点であることから、大阪府と協議調整を図り、令和4年度から渋滞緩和を目的とした交差点改良工事に着手し、令和6年7月に完了しています。

和泉市域の渋滞緩和については今後も大阪府と連携し取り組んでいきます。

《泉大津市》

(1) 地域医療体制の確立について <継続>

泉大津市立病院や泉大津急性期メディカルセンターへの交通手段の確保が問題となっています。周辺の道路環境整備や市民へふれあいバスなどの交通手段の周知に向けた取り組みを行うこと。

(回答)

2024（令和6）年度

令和6年12月に予定する泉大津急性期メディカルセンターの開院に向けて、多様な交通手段の確保と周辺道路環境の悪化を避けることを目的として、公共交通バス事業者を含む関係機関や関係部局と調整し、準備を進めているところです。

また、道路の渋滞緩和につきましては、道路管理者である鳳土木事務所へ要望の上、調整等を重ねております。



2025（令和7）年度

(市立周産期小児医療センター 総務課、福祉政策課、土木課)

泉大津急性期メディカルセンターへバスをご利用の場合は、南海バス、メディカルセンターが運行する無料送迎バス、市のふれあいバスがあります。

これらをはじめ泉大津急性期メディカルセンターへのアクセスについては、ご利用される方に分かりやすいよう周知してまいります。

高齢者、障がい者、妊産婦及び乳児連れの方などが、無料で利用できる福祉バス（ふれあいバス）を運行し、福祉施設や病院などを循環しています。泉大津急性期メディカルセンターへの交通手段の確保については、泉大津市立周産期小児医療センター（泉大津市立病院）と同様に、ふれあいバスの周回ルートに令和6年12月から組み入れたところであり、11月広報などで周知を行っています。今後も必要に応じ、運行ルートの見直しなどを行ってまいります。

府道富田林泉大津線の渋滞緩和につきましては、道路管理者である鳳土木事務所へ要望の上、調整等を重ねております。

(2) 地域振興策について <継続>

シーパsparkなど西側地域だけでなく、市全体の歴史的な資産や特徴を活かし、市民との協力を得て地域の振興と活性化を目指した施策を示すこと。

(回答)

※従前と変わらず

(地域経済課)

経済的な地域振興策として地元商工団体が実施するにぎわい創出事業への支援・後援を行うこと等により、駅周辺や商店街のみにとどまらず、市全体の地域振興に取り組むとともに、本市全体に点在している歴史的資産の活用を進め、市の活性化につなげてまいります。

(3) 安心安全な街づくりについて <継続>

自転車の交通ルールの順守が市の交通安全教室の実施で向上してきています。継続実施して頂き自転車・電動キックボードのマナー面も指導を行い、地域の安全強化に向けた取り組みを行うこと。

(回答)

2024（令和6）年度

自転車等の交通ルールを順守するため、春・秋の交通安全運動を通じ、市内の小・中・高校、また高齢者に向けて交通安全教室を実施しており、自転車の乗り方・交通ルールについての指導を行っております。

令和5年4月には、自転車安全利用五則のチラシを作成し全戸配布を行ったところであり、広報紙や市ホームページでも自転車等の安全走行を呼び掛ける記事を掲載するなど交通安全教育にも努めています。

また、泉大津警察署や泉大津交通安全協会等関係機関と連携・協力し、交通安全運動街頭キャンペーンなどを通じまして、交通安全に関する教育・啓発活動を実施しているところです。

さらに、通学における安全対策につきましては、各学校における地域学校協働活動としての登下校時の見守り活動をはじめ、市の取組みとしての交通安全専従員の配置やスクールガードリーダーの巡回等により、今後も子どもたちの安全確保に努めてまいります。



2025（令和7）年度

（土木課）

自転車等の交通ルールを順守するため、春・秋の交通安全運動を通じ、市内の小・中・高校、また高齢者に向けて交通安全教室を実施しており、自転車の乗り方・交通ルールについての指導を行っております。令和6年4月には、自転車安全利用五則のチラシを作成し全戸配布を行ったところであり、広報紙やホームページでも自転車等の安全走行を呼び掛ける記事を掲載するなど交通安全教育にも努めています。

また、泉大津警察署や泉大津交通安全協会等関係機関と連携・協力し、交通安全運動街頭キャンペーンなどを通じまして、交通安全に関する教育・啓発活動を実施しているところです。

《岸和田市》

(1) 防災について <継続>

ちきりアイランドにおいて、連絡橋が地震などで通行できなくなった場合に備えての避難方法や、その際その場所で働いている人数の把握手段を確立すべきと考えます。

漁連とも連携し、災害時における避難・救助活動や情報共有を強化する必要があります。市と漁連の緊密な連携を通じて、アイランド内で働く方々の退避施策や防災対策の効果的な策定を目指すこと。緊急事態に備え、住民に対する適切な指導や情報提供の体制を整えること。

(回答)

2024（令和6）年度

連絡橋について、災害や事故等による交通遮断が発生した場合、即座に進出企業の事業活動や市民生活に多大な影響を及ぼすことになるため、現在の2車線から4車線化へ向けて府へ要望しています。

連絡橋以外の避難経路の確保については、関係所管課と連携しながら検討していきます。

情報提供について、防災行政無線やエリアメール・緊急速報メール等でタイムリーな情報発信を行っています。また、防災行政無線の放送を聞き逃してしまった方に対して、もう一度内容を確認できる防災行政無線聞き直しダイヤルも整備しています。



2025（令和7）年度

連絡橋について、災害や事故等による交通遮断が発生した場合、即座に進出企業の事業活動や市民生活に多大な影響を及ぼすことになるため、引き続き、現在の2車線から4車線化へ向けて府へ要望していきます。

連絡橋以外の避難経路の確保については、関係所管課と連携しながら検討していきます。

情報提供について、防災行政無線やエリアメール・緊急速報メール等でタイムリーな情報発信を行っています。また、防災行政無線の放送を聞き逃してしまった方に対して、もう一度内容を確認できる防災行政無線聞き直しダイヤルも整備しています。

(2) 緊急車両の到着時間短縮に向けた新住居表示と道路改善について <継続>

現在、旧の住居表示の地域において、救急や消防の事案が発生したときに目的地がわかりにくく、到着に時間がかかっています。また災害時における避難指示に関しても「〇×町」よりも「〇△町〇丁目」とした方が避難の必要があることが伝わりやすいと考えられます。新住居表示の整備に関しては、住民の意向や要望を踏まえた上で、丁寧な対応と住民との合意が出来次第、新住居表示の整備をすること。

また、市においては、先日救急車の脱輪により緊急搬送が遅れる事態が発生いたしました。現状の道路事情や交通インフラでは、救急車が容易に脱輪してしまうような状態となっており、それによって緊急患者の搬送に遅れや支障が生じてしまうことが懸念されます。そのため、道路事情の見直しを検討し、救急車のアクセスが円滑に行える整備を進めること。

(回答)

※従前と変わらず

住居表示を実施することにより住所がわかりやすくなり、一刻を争う緊急時や災害時にも場所の特定が速やかになります。新たな住居表示実施に向けては、「住居表示に関する法律」に則り、歴史的経緯や地域コミュニティ等を尊重しつつ、地域住民への丁寧な説明や協議を行い、合意を得たうえで整備を進めてまいります。

また、救急車の脱輪による道路事情の件につきましては、日々、職員及び業者での道路パトロールの巡回、点検を行っているところであり、補修等の必要があった場合には、随時、解消するように努めています。今後も道路施設の点検や補修、道路舗装の修繕等を適正に行い、車両のアクセスが円滑となるよう進めてまいります。

(3) 競輪場の処遇について <補強>

競輪場の運営について、市財政になくてはならない事業であり、中長期的に人口減少の影響を受けるものの、インターネット投票やミッドナイト競輪など無観客開催でも収益化が可能な仕組みに変容している中で、競輪事業の社会貢献活動の周知や自転車競技の魅力発信を通じて市民理解促進を図り、来場者の確保、活性化やイメージアップのための取り組みを実施すること。

また、観戦エリアの施設の老朽化が著しく進んでおり、空調や施設整備を行いお客様の動向を図り、満足度向上や地域防災、スポーツ振興、教育活動、児童・高齢者福祉など幅広い分野における地域住民サービスや社会的役割に活用するなど市民のための運営に努めること。競輪場開催業務等包括委託によって運営される公営競技場の企業の支援体制強化に努め、自治体と企業が連携し、今後も収益向上ならびに安定的な事業確立にむけ、発展可能な施策を進めること。

(回答)

2024（令和6）年度

岸和田競輪場におきましては、お客様が安全かつ快適に投票できる環境づくりに日々取り組んでおります。コロナ禍におきましても、インターネット投票をはじめ、場内、場外車券売場など各発売形態の特性を活かした施策を展開し売上を維持してまいりました。アフターコロナの時代におきましても、より一層、顧客満足度の向上を図り、売上拡大に努めてまいります。



2025（令和7）年度

岸和田競輪場におきましては、お客様が安全かつ快適に投票できる環境づくりに日々取り組んでおります。これまでインターネット投票をはじめ、場内、場外車券売場など各発売形態の特性を活かした施策を展開し売上を維持してまいりました。

今後より一層、市民の理解が得られるよう、ファミリー層など幅広い世代の来場促進を図りながら、必要な施設環境維持・改善に努めてまいります。

(4) 山林の管理について <補強>

近年の台風や集中豪雨は土砂崩れで道路が寸断されるなど被害が出ています。定期的な点検や保守作業の実施で山林の管理を徹底し、対策を講じること。

(回答)

| |
|---|
| 2024 (令和 6) 年度 |
| 森林所有者 (民間) に管理の指導及び支援を実施する大阪府森林組合に対し、電線管理者と連携し、適切に管理するよう周知を実施いたします。 |



| |
|---|
| 2025 (令和 7) 年度 |
| 森林経営計画の認定を受けた山林については、計画的に間伐等の整備を実施しています。それ以外の山林については、大阪府や大阪府森林組合と情報交換しながら優先順位をつけて整備を進めてまいります。 |

<< 忠岡町 >>

(1) 地域振興策について <継続>

忠岡駅前の店舗が相次いで閉店し、駅周辺は寂しい状況が続いております。こうしたことは地域経済にとって大きな打撃であり便益の喪失となっております。駅前エリアは商業やサービスの集積地としても重要な存在です。現在の状況が放置されることのないよう、駅前活性化に向けた検討を促進すること。

(回答)

※従前と変わらず

| |
|---|
| (産業住民部産業建築課) |
| 商工会とも連携を図りながらLINE、SNSやホームページ等を広く活用し情報発信してまいりたいと考えております。 |

(2) 安心安全な街づくりについて <継続>

大規模災害時において、情報提供はどの世代に対しても早急に行う必要があります。SNSやLINE等の情報を取得できるよう町民に登録を促進すること。

また、近年の自然災害を教訓により一層の防災・減災体制の構築を進めること。

(回答)

| |
|---|
| 2024 (令和 6) 年度 |
| 大規模災害発生時における情報伝達の重要性は認識しているところであり、ホームページやメール、LINE等の整備は完了しており、登録や利用の呼びかけを行ってまいります。また、防災行政無線については、引き続き定期的な点検を実施してまいります。 |



| |
|---|
| 2025 (令和 7) 年度 |
| (町長公室自治防災課) |
| 大規模災害発生時における情報伝達の重要性は認識しているところであり、ホームページやメール、LINE等の整備は完了しており、登録や利用の呼びかけを行ってまいります。 |

以 上

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるように、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

*2024年問題

「働き方改革」にともない2019年に労働基準法が改正され、多くの業種にて時間外労働の上限が規制された。運送業と建設業、医師は準備期間として5年間の適用が猶予されていたが、2024年4月から上限規制が適用される。過労死などのリスクに直面してきた多くの労働現場で長時間労働の是正が期待される一方で、物流の停滞や路線バスの減便、地域医療の不足など様々な影響が懸念されている。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。

その後、2006年に一部改訂を経て、2011年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

*性暴力救援センター・大阪SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

*特定妊婦

「貧困」、「DV」、「予期せぬ妊娠」、「若年妊娠」など、複雑な事情を抱え、子どもの養育について出産前に特に支援が必要と認められる妊婦のこと。増加傾向にあり、全国に約8,000人いるといわれる。母子の体調のような医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境に大きなリスクを抱えている場合がある。

*LGBTQ

「Lesbian (レズビアン)」、「Gay (ゲイ)」、「Bisexual (バイセクシュアル)」、「Transgender (トランスジェンダー)」、「Queer (クィア) / Questioning (クエスチョニング)」の頭文字をとった言葉で、いわゆるセクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の一部の人々を表す総称。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現が使われることもある。

*SOGI (性的指向と性自認)

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

*大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。2024年4月からは京都府・兵庫県の実施自治体との連携がスタートし、転居に伴う手続きの負担軽減を図っている。

※府内では、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、交野市において同様の制度が実施されている。(2024年1月時点)

2. 経済・産業施策・中小企業施策

*中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

*技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者(原則23才以下)とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

*BCP: Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

*BCP策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年7月からBCP策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」(以下、「強化計画」という。)を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは!』シート」(以下、「府シート」という。)を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業

局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

*** サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

*** パートナーシップ構築宣言**

連合会長、経団連会長、日商會頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

*** 公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

*** 総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*** 中核的労働基準**

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

*** 人権デュー・デリジェンス**

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

*** 関西蓄電池人材育成等コンソーシアム**

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。

本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和6年度を目処に、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

3. 福祉・医療・子育て支援

*地域包括ケア

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

*大阪府高齢者計画 2024（仮称）

「大阪府高齢者計画 2024（仮称）」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせる社会を構築するため、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「介護保険事業支援計画」、「老人福祉計画」、「介護給付適正化計画」、「認知症施策推進計画」を一体的に策定するもの。

医療、福祉、介護等の専門家や有識者で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」で、現行計画である「大阪府高齢者計画 2021」の取組み状況を踏まえ、協議を行い、パブリックコメントを経て、令和 6 年 3 月に計画を策定予定である。

*生活困窮者自立支援制度

2013（平成 25）年 12 月、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が成立し、2015（平成 27）年 4 月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

*セーフティネット住宅

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な人は今後も増加する中、住宅セーフティネットの根幹である「公営住宅」は大幅な増加が見込めない。一方で民間の空き家・空き室は増加しており、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度が 2017 年 10 月から開始。大きな柱として、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、を掲げている。

*住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯（妊婦含む）、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、生活困窮者、更生保護対象者、東日本大震災による被災者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBTをはじめとする性的マイノリティ、U I J ターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（大阪府居住安定確保計画における範囲）

*AYA世代

Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15 歳～）から 30 歳代までの世代を指す。AYA 世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が 10 万人あたり年間 6 例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期でもある。

*第 4 期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第 12 条第 1 項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画。第 4 期計画では 2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度までの 6 年間で計画期間としている。

基本理念として「がんになっても適切な医療を受けられ、安心して暮らせる社会の構築」を掲げ、その

実現に向け「がん死亡率の減少」、「がん罹患率の減少」、「がん生存率の向上」、「がん患者や家族の生活の質の維持」を全体目標としている。

*** 健活 10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

*** 大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

*** 二次医療圏**

都道府県が医療政策を立案するために、一次・二次・三次の医療圏を設定している。

一次医療圏は診療所などの外来を中心とした日常的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心。

三次医療圏は、重度のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する単位で、北海道を除いて各都道府県がひとつの区域となる。

二次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域である。人口や入院患者の流出入の状況に基づき、通常は複数の市区町村で構成する。医師数や病床数などの計画は二次医療圏をベースにしており地域医療の基本的な単位といえる。

医療の高度化や医師の偏在が進んでいることから、政府は「病院完結型」から「地域完結型」の医療に体制を移行しようとしている。医師の確保策や病院再編の検討も、二次医療圏を軸にして進められている。

*** 地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。

専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

*** ビジネスケアラー**

仕事をしながら家族等の介護に従事する人。ピークを迎える2030年時点では約318万人になると推計されており、労働力の低下に拍車がかかる懸念がされている。

*** 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業**

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

*** 企業主導型保育（事業）**

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

*** 第2次大阪府子ども貧困対策計画**

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取り組みにより、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）

第9条に基づき、平成27年3月に第1次子どもの貧困対策計画を策定した。さらに、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取り組みを進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取り組みを後押しし、

すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第2次子どもの貧困対策計画（令和2年度から6年度）を策定。

*子ども食堂

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざま。

コロナ禍において、こども食堂は居場所としての開催は難しくなったが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などに変え、子ども・子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

*子どもの権利条約

世界中すべての子ども達がもつ権利を定めた条約。1989年に国連総会で採択され、196の国・地域で締約し日本は1994年に批准している。

子どもが大人と同じように一人の人間として持つ権利を認めるとともに、成長過程にあって保護・配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

*こども基本法

すべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023年4月施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見反映について定めている。

*児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

*オレンジリボン運動

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

*ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもの指す。

4. 教育・人権・行財政改革施策

*スクールカウンセラー（SC）

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

*スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

*奨学金返済支援制度

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わりし、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

***大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例**

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、大阪府は2019（令和元）年11月1日、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行した。

***インターネットリテラシー**

インターネットの情報・事象を正しく理解し、適切に判断、運用できる能力。プライバシー保護やセキュリティ対策が行えることや、対面ではしないであろう差別的な発言や誹謗・中傷などを行わないこと、など。

***新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、創設された交付金。

本交付金は、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みになっている。

***情報格差**

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

***マイナンバー制度**

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現 などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

***共通投票所制度**

通学区域など地域ごとの投票所のほかに、駅前や大型商業施設など、だれでも投票可能な共通の投票所を設置できる制度。平成28年（2016）の公職選挙法改正により設置。

ただし、「二重投票の防止」にかかるコストがかかる。

***記号式投票**

地方公共団体の首長・議会選挙においては、条例で定めることで記号式投票を採用可能。但し、点字・期日前・不在者投票は除外され、投票当日の投票のみ可能。

あらかじめ候補者名や政党名が書かれた投票用紙に、投票者が何らかの定められた記号（○やチェック）を記す投票方式。マークシートやパンチカード、電子投票などもこれに当たる。

兵庫県神戸市では、2021年4月に「神戸市長選挙における記号式投票に関する条例」が施行され、同年10月執行分から導入された。2013年・2017年と5割未満だった投票率は53.85%となった。

***主権者教育**

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと（総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」）。子どもたちが政治・社会に関心を持ち、それを自分事として考えたうえで選挙等に主体的に参加する意識を養う教育。

5. 環境・食料・消費者施策

***おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス

削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

*3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

*食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

*カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

*「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとしている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡（プラスマイナスゼロ）を達成すること。実現した社会を「脱炭素社会」と称する。

*脱炭素先行地域

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされる。先行的な取り組みを実施し、各地の創意工夫を横展開する。

*2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン政調戦略

グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

- ・エネルギー関連産業… ①洋上風力・太陽光・地熱 ②水素・アンモニア ③次世代熱エネルギー
④原子力
- ・輸送・製造関連産業… ⑤自動車・蓄電池 ⑥半導体・情報通信 ⑦船舶
⑧物流・人流・土木インフラ ⑨食料・農林水産業 ⑩航空機
⑪カーボンリサイクル・マテリアル
- ・家庭・オフィス関連産業… ⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント ⑬資源循環関連
⑭ライフスタイル関連

***「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」**

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

***再生可能エネルギー**

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

***スマートグリッド**

I T技術を活用し、発電所の「供給側」と家庭や事業所などの「需要側」の電力需給を自動制御し、需要に応じて供給側・需要側の双方から発電施設からの電力量をコントロールできる技術を持った次世代電力供給システムのこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

***避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

***クロスセクター効果**

「地域公共交通の運行に対して行政が負担している財政支出」と「地域公共交通を廃止したときに追加的に必要となる分野別代替費用（例：路線バスに代わり、スクールバスや病院送迎バスを実施するための費用）」というコスト同士を比較するもの。

***大阪スマートシティパートナーズフォーラム**

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（C i v i c T e c h）：シビック（C i v i c：市民）とテック（T e c h：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

以上

発行
住所

 連合大阪大阪南地域協議会

〒59010076

大阪府堺市堺区北瓦町2丁3番8号

堺東北條第2ビル6階 ユニオンセンター堺